第五節　幕末の騒乱

第一項　幕末異国船の渡来と海防

騒がしくなる異国船渡来の初期　一七九二年（寛政四）九月三日、北方根室に突然一隻のロシア船が入港した。その船でロシアの陸軍中尉アダム・ラクスマンがエカテリナ女帝の使節として渡来、松前藩に対し、漂流日本人を江戸に送り届けるため来航した意を告げた。彼は日本人漂流民「大黒屋光太夫」等を直接幕府に引き渡し、あわせて国書を差出し、献上物を提出して通商のきっかけをつかもうとしたのである。

図195　ベーリング海周辺図

ラクスマンは本年中にぜひ出府したいとのべたが、松前藩にかたくとめられると、来年四、五月ごろ江戸に直航するという堅い決意を示したそこでこの処置について幕府の指令を仰いだ。

申すまでもなく、ロシアがこれほどまでに日本と通商に執着したのは、北太平洋の開発と密接な関係があった。

北太平洋の開発促進は、たんに領土の拡張だ

けを目的にしたのではなく、ベーリング海をさしはさむ広大な海域における毛皮獣狩猟業の巨大な利益にひかれたためであった（図195参照）。

多くの物資を遠いヨーロッパから運ぶのはたいへんなことであり、日本と修好をもってこの基地がほしかったのである。

松平定信の外交策

このようにして、ラクスマンの来航は幕府をあげての外交問題をまき起し、いよいよさわがしい異国船対策の口火となった。

ラクスマンの要請は、幕府の祖法である鎖国体制の否定を意味するものに外ならない。老中奥州白河藩主松平定信は、驚いて部下のものと、ひたいを集めて熟議したが、意見が紛糾してきまらなかった。この時定信の表明した意見に注目すべきものがある。

「ロシアの使節は理由なくして来航したわけでなく、わが漂流民を送還するためにきたのであるから、かれの方に名分がある。しかもその漂流民を江戸にでて直接幕府に引き渡すことを強硬に主張し、根室で幕府の指令を待つといいはっても、根室は日本の土地でないから追い払うわけにゆかない。また根室で待っていても指令がないときは江戸へのりこんでくるというのも、かれの方が正しい。それを上陸を許さないなどと非道なことをいえば、いっそう彼我の曲直がはっきりしてしまう。はるばる千里をやってきたものを、通商を求めるなら長崎へこいというのも無礼な話である。」

これを見ると、定信は根室は日本の土地でないと考えていたようである。それは蝦夷地を日露両国の境界にするというかれの主張にもとづくものに外ならない。

露使対策について定信の意見にもとづいて次のように決定した。国書・献上物は受け取らない。江戸への来航はゆるさない。漂流民を受け取り、礼を厚くしてその労をねぎらうこと。江戸以外では引き渡さないと主張したら漂流民は受け取らないこと。通商の願意があるなら長崎に廻航させること。この交渉のために宣諭使として目付けを現地に派遣し、露使を説得することなどであった。根室から松前に廻航していたラクスマンは、そこで漂流民を我方に引渡すとともに、なんとか初志をつらぬこうとし、長崎入港をみとめた宣諭使署名の書付けを求めたので、宣諭使も定信の指令どおりにそれに応じた。

ところがラクスマン事件によって定信はいよいよもって海防の急務を痛感して、翌一七九三（寛政五）年二月より沿海の諸藩に警備を命じ、自ら草鞋弁当の軽装で房総豆相の沿岸を巡検した。

ところがこのような卓見をもった定信が寛政四年には「三国通覧図説」・「海国兵談」の著者林子平に蟄居を命じ、板木を没収したのは一見奇異な感がなくもない。子平はこの著書において、対外脅威にたいする挙国的な海防の急務を訴えており、定信も切実な関心事であったのに何故か林子平に対しての処置には寛大でなかった。

定信の江戸湾防備計画　定信が一七九一年（寛政三）に、日本に近寄った外国船にたいして穏便な処置をとるように指令したのは、海防体制が整備するまで時をかせぐためであった。それがラクスマンの来航にあたり、やむをえなければ開港してもよいと決意するにいたった陰には、その後の防備計画の進行による自信があずかっていたと考えられる。

図196　江戸湾防備要図

幕府は一七九一年（寛政三）、四年と重ねて海岸に領地をもつ諸藩にたいして、警衛に万全を期するように命令し、同時にその防備の実情について幕府に報告させている。しかし定信はそれだけでは十分でないと考え、一七九二年（寛政四）一〇月進んで江戸湾の防備体制を強化することを建議した。これまで、外国とのただ一つの接触点である長崎だけを防備地域として、九州諸藩に警固させていたのを、ここに江戸湾と蝦夷地が新しく防衛の重点地区として選ばれたのである（図196参照）。

定信の江戸湾防備の構想というのは、小領主の多い伊豆・安房・上総・下総四か国において領地の転換をおこない、譜代大名をこの地に移し、五千石前後の旗本若干名をそれに所属させて、下田・三崎・走水などの江戸湾咽喉部の警衛にあたらせ、更に伊豆大島およびその他の沿海要地に船手番所を設けることとし、自分も進んで伊豆相模の沿岸を巡視した結果、伊豆に伊浜・下田・柏窪・韮山・相模に甘縄・三崎・燈明堂・浦賀・走水を指定して防備を強化することとした（図197参照）。

また房総半島方面は第二次の視察にゆずり、まず百首・富津の二か所を防備地域に指定した。その後間もなく定信は退職（天明七―寛政五）したのでこれらの防衛計画は中絶されたが、幕臣の封土の転換までふく

図197　伊豆要図

んだこの計画は、やがて天保改革の上知令にもっと進んだ形でうけつがれるのである。

房総沿岸の防備

一八一〇年（文化七）二月、奥州白河藩主松平定信と会津藩主松平容衆とが房総海岸の防備を命ぜられた。両藩は分担を定め、白河藩が房総を担当した。白河藩は経営上の便宜のため、その所領十一万石の内三万石を房総において替地することとなり、陸奥・越後の内三万石を減じ、その代地を安房（朝夷・平二郡の内）上総（天羽・周淮二郡の内）の内で賜った。

房州では洲ノ崎の台場、白子の遠見番所、上総では百首の台場が一八一一年（文化八）の一〇月に竣工した。

その後（図198参照）洲崎→勝崎（改名）→波左間（陣屋）→松ヶ岡（呼称）→白子→梅ヶ岡　百首→平夷山→竹ヶ岡。一八二二年（文政五）に至り、洲ノ崎台場を富津に移した。守備兵は洲崎に五百人、竹ヶ岡に二百人であった。

ところが、翌文政六年定信が伊勢桑名に転封し、桑名松平下総守が武州忍城に移された。このため房総の守備御用は一時代官が代ってその任に当った。その後佐倉藩が守備を命ぜられたが、一八四三年（天保一四）に至り忍藩がこれに代って防備の任に当り安房の北条に陣屋を設けた。

一八四五年（弘化二）二月一七日、米国捕鯨船メルカトル号が日本漂民二二人を送って館山湾に入航、三月

図198　房総防備台場図　S 1：100,000

一五日に去っていった。翌三年五月には米国使節ビッドルが軍艦二隻を率いて浦賀に入港、浦賀奉行に命じ国法を説諭して帰国させる。つづいて一八五三年（嘉永六）六月ペリー来航によって国内の世論沸騰し、外交の危機が迫った。そこで同年一一月、警備の配置を改め、房総の警備は備前岡山の松平内蔵頭慶政（池田氏三十一万五千石）筑後の立花左近将監鑑寛（十一万九千石）に命ぜられた。備前藩は、北条の陣屋を根拠とし、台場を大房岬（大砲十三門）・洲崎（七門）・布良（三門）・川下（三門）・忽戸（三門）伊戸（三門）・北条浜（九門）設けて防衛に当った。然るに一八五八年（安政五年）に至り、欧米諸国との通商条約が成立したので海防も必要の度が減じたため宮津一か所とし、奥州二本松の丹羽左京大夫長国（十万石）をして防備に当らせた。

九十九里浦の異国船防衛とその経緯

幕末の異国船渡来による騒がしい世情の口火を切ったのは、九十九里浦では一八二五年（文政八）三月二六日の暁六ッ半ごろ（午前七時ごろ）、沖合七町（約七六三メートル）ぐらいのところまで乗り入れた黒ぬりの異国船は浦の人々を驚かしたショッキングな事件である。その模様について東金市宿小倉弥男家文書「異国船粟生浦江相見候節始末書」に次の如く報告されている。

「一昨廿六日明六ッ半時ころ、御組与力給知上総国山辺郡粟生村□□陸地より凡そ七八町（註七〇〇―八〇〇メートル）程沖合迄異国船と相見え乗来り候由、浜辺住居のものより本村のものへ知らせ候に付き村役人共小前百姓まで一同出会候内、右船北東の方へ乗り行き船足も相見え申さず候。然るところ沖合へ出候漁船の分残らず相糺し候所、粟生村百姓にて彦左ヱ門所持の船水主同村源八郎外に屈い置き候相州三浦郡小坪村八五郎・治郎七・亀治郎と申す者共四人乗組魚漁相稼ぎ罷り有り候処、長さ拾七八間位にて黒墨の船壱艘見え候に付き、異船と存じ逃去るべく漕ぎ出し候処、右船より小船を下り水主拾人程乗追い駈来り打鑓にて引き寄せ乗り移り候に付き恐怖致し罷り在り候内、坂小

を上げ船中悉く相改め候え共、米殻其外の貯もこれなき故に候か、元船の小船に乗り移り、元船へ立帰り其儘出船致す。もっとも何事をか申し候得共、言語も相分り申さず、一同小手袖と相見え候衣類を着し候様、見付け候得共驚き恐れ候故、聢と見留申さず銘々械を持候迄にて鉄炮其外刃物等持参の儀はこれなく何方の船とも相分らず旨右四人のもの共申候旨、右粟生村外三ケ村役人共出訴□もっとも最寄御料所村々より御代官森覚蔵方へ訴え候旨、是又右のもの共より申し立て候。」

と。

当時にしては、平和な九十九里浦に突如として乗り入れた異国船に対し防衛手段も考えていないし、右往左往するのみであったに違いない。なおこの始末書によると翌二九日早朝粟生村与頭伊兵衛出立、出府し給知定世話番中嶋弥右ェ門を通して町奉行榊原主斗頭に申し上げ、榊原より御月番老中松平和泉守に進達された。その結果変事の起った節村々助力方申し合わせ、臨時組合防衛手段が計画された。この調書によると上総国九十九里と唱えるのは夷隅原福原川より下総国栗山川までの浦方と武射郡・山辺郡・長柄郡・埴生郡・夷隅郡の村々御鷹御飼場霞組合を中心にして組織だてている。

片貝村　霞村数五拾か村組合　を中心として、更に

成東村霞・蓮沼村霞・東金町霞・大網村霞・長柄郡一の宮村霞が加わって臨時有変の場合助力方が成立した。

中心になる片貝村霞の臨時組合は次の通りである。

妻木弁治郎知行所　真亀村

森　覚　蔵　代　官　所　広瀬村、家徳村

榊原主斗頭組与力給知　宿村・細屋敷村・粟生村・片貝村・小関村・中村・上武射田村・高倉村・三浦名村・宮村・堀の内村・関内村・三門村・薄島村・幸田村

簡井伊賀守組与力給知　不動堂村・西野村・貝塚村・藤の下村・関の下村・北幸谷村・荒生村・殿廻村・中野村・宮村・田中新生村・大沼村・宿村の三拾ヶ村。

片貝村臨時組合

同始末書によれば

異国船防衛計画

「右三拾ヶ村の儀大雑其外臨時変難これあり候節、諸入用助け合いならびに人歩手当等、触れ当て次第差し支えなく差し出し候筈、組合議定致し置き申し候。異国船私共浦へ相見え候節、人足手当配り方左の通り心掛け置き候わば差し掛り候節、間似合べきやと存じ奉り候間、書き付けを以て申し上げ奉り候。」

「上総国山辺郡真亀村より同郡小関村迄の浦へ北上異国船見え申し候節、村々浦方へ相詰め候様申し触候。相図には右浦方村々の内地引網魚屋拾七軒これあり、右真亀村より小関村迄道法凡そ壱里の内にこれあり候に付き、右なや共へ隣村の寺より半鐘借り受け、四か所斗りへ掛け置き、異国船見掛け次第右半鐘弐ッ拍子に打ち候わば外拾三軒の魚屋へは番木掛け置き、是も弐ッ拍子に打ち置き候わば岡方村々聞き付け次第昼夜を限らず□□にて早拍子木或は竹貝吹き候わば、早束村々より人足操り□□左の通り地引網納屋前へ村々才料相添え相詰め、□□□地引網なや番は異船見掛り次第はまを触れ呼び、□□□漁はま□□□様弐たつずつ呼び申すべく、殊に右様□□□□ならびに相分の□せこれあり候節、地引網水主共夫々自□□□網なや迄相詰め夫々差図を請け候様致すべき事もっとも村々詰□□左の通り

不動堂村　覚兵衛なや前へは　水主の分は何村より勤め候共夫々附き来り候通り相詰め申すべく　不動堂村　北幸谷村詰所迄およそ三十八九丁

西野村　九兵衛なや前へは　西野村

同　断　　幸田村詰所迄およそ三十一弐丁
貝塚村　喜太郎前へは　貝塚村
同　断　　広瀬村詰所迄およそ三十二三丁
粟生村　重兵衛なや前へは　細屋敷村
同　断　　藤下村詰所迄両村共二十二三丁
粟生村　俊治郎なや前へは　粟生村
宿村　新兵衛なや前へは　関下村詰所迄二十四五丁
同　断　　大沼村
宿村詰所迄およそ二十五六丁
片貝村　人足は夫々村方網最寄へ相詰め申すべく　薄島村
弥兵衛なや前へは　荒生村詰所□□□□□□
同　断　　家徳村
同村　同　断　弥右ヱ門なや前へは　殿廻村詰所□□□□□
同　断
同村　弥市なや前へは　中野村
同　断　　三門村詰所迄およそ□□□□二十八九丁より三十三四丁

同村　甚兵衛なや前へは　高倉村
同　断　　宮村詰所迄両村共およそ三十二三丁
同村　同　断　惣兵衛なや前へは　三浦名村
同　断　　堀之内村　同　断
同村　同　断　吉太郎なや前へは　関内村詰所迄およそ三十一丁
同　断
田中新生村　同　断　治郎右ヱ門なや前へは　田中新生村
下武射田村同五丁より十八九丁
同村　同　断　与左衛門なや前へは　上武射田村詰所迄三十四五丁
同　断
片貝村　同　断　重右ヱ門なや前へは　中村詰所迄二十三四丁

同　断

小　関　村　六郎左ヱ門なや前へは　小関村　両村共

同村新開三、四丁より十八九丁

右の通り村々相詰夫々差図訪け候様申し付け置き、且又右村々の内小弧縄船のもの共は地引船伝馬に相添えもっとも地引船の働き手重く縄船は手軽に候間、地引船壱艘へ縄舟壱艘ずつ相添え申すべき旨申し聞かせ置き左の通り附添え申すべき事。

右　覚兵衛船へは　不動堂村　縄船持

西の村　吉五郎・権四郎・由蔵

右　九兵衛船へは　同　村

藤下村　助七・伝吉

右　喜太郎船へは　貝塚村

同　村　喜兵衛・重五郎

右　重兵衛船へは　粟生村　たれ　たれ

且縄船持名前相調べ候上にて認め置き戒せ申すべく

粟　生　村

俊治郎船へは　片貝村縄船　三艘附添

同　村

九八郎船へは　右　村縄船　弐艘附添

宿　村

新兵衛船へは　同　村　同　三艘附添

片　貝　村

弥兵衛船へは　同　村　同　弐艘附添

同　村

弥右ヱ門船へは　同　村　同　三艘附添

同　村

弥市船へは　同　村　同　三艘附添

同　村

甚兵衛船へは　同　村　同　弐艘附添

同　村

惣兵衛船へは　同　村　同　弐艘附添

同　村

吉太郎船へは　同　村　同　弐艘附添

同　村

重右ヱ門船へは　同　村　同　三艘附添

更に四月に入り異国船が乗り寄せた節、村々の人足詰所とその人数は次の通りである。一八二五年（文政

八）宿村小倉弥男家文書、「異国船渡来一件の書取り」によれば

1	粟生村	重兵衛なや前	細屋敷村・薄島村・宮村・堀の内村	四か村　〆一一八人
2	同村	俊治郎なや前	幸田村・関内村	弐か村　〆一一八人
3	宿村	新兵衛なや前	宿村・三門村・高倉村・三浦名村	四か村　〆一六三人
4	片貝村	重右ェ門なや前	片貝村・中村・松の郷村・富田高野村	四か村　〆二一一五人
5	小関村	六郎左ェ門なや前	小関村・嶋村・武射田村	三か村　〆二九二人

惣〆　十七か村　千百五拾三人

五月二一日に至り、与力中嶋三郎右ェ門より古鎧（よろい）買い集め置く旨小川治兵衛に仰せ付けられ、小倉伝兵衛（宿村）急ぎ江戸に登り二四日までに百壱筋買い集め、当時の賃金弐両三分をかけて代金四両弐分と七拾六文支払っている。

なお村々十五歳より六十歳までの人足取り調べを仰せ付けられている。この資料を整理すると表108の通りである。

このように諸準備が進められ、七月に入ると一朝有事の臨戦体制が整ってきた、前の「一件書取書」で次の如く書き上げてある。

「前文略□□多人数上陸いたし飛道具等を以て乱妨いたし候義これあるべきやも斗り難く、左候ては一通りにては防禦の事はとても及び難き儀に付き、最寄給知村々加勢し防ぎ方の儀も弁利よろしく致し方もこれありべきやに付き、猶又彼の地に差し置き候割元役のもの共へ申し付け取り調べさせ候趣、海岸村々には狐場にて漁舟は昼夜とも差し置き候に付き、見守番人もこれあり候得共、暗夜又は朝の内も霧立こめ候節は咫尺(わずかもの)の間も見分け難き候に付き、諸方相図致し全々番人にこれなき候ては行き届き申さず候間、両御組給知浜付き凡三拾町程(三二四〇メートル)の内へ弐か所番所を補理、半日半夜代りの積りにて定番四人附け置き、半鐘を釣り異船見受け致候はば打ち鳴し、隣村にては打ち継ぎ候積り、兼ねて相図を定め、聞き付け次第、其村は勿論給知村々よりは老幼の外は残らず猪鹿狩の他所にて用い候竹柄の鉄ならびに刃物其外用意の品を携え、目印の為昼の内は四半の小幟を持ち夜は高挑灯を燈し、浜辺へ駈け付けもっとも所々篝を積み置き昼夜共火の手を揭げ手遠のものへ□相知らせ、尚又昼は林中へ幟を建て夜は鞴を焚き□集めたもの銘々松明を燈し、遠残り候老少のもの右篝火を焚き続け居り候筈議定いたし置き候わば、然るべく候得共、私共より差図仕り候迄は間もこれあるべく間、油断仕らずため先右の通り村々一同申し合わせ候旨申し立て候。もっとも人数の儀は取り調べ候処十五歳より六十歳迄にて千人余これあり候間残らず相揃い候。……後略」

この書より見ると、九十九里町下浦の防衛準備は相当な大がかりに用意された。又近隣町村一体となって

表108　人足・病身者調べ書

村名	人足数	病身者
細屋敷村	33	1
宿	61	2
薄島	91	13
幸田	97	13
松之郷	54	12
□□□	□	
□□□	26	4
宮	25	5
堀之内	21	3
関内	21	3
三浦名	41	6
冨田高野村	17	5
武射田	84	18
嶋	43	9
中	52	6
小関	200	12
片貝	127	16
粟生	222	9
惣〆	1,267人	138人

助力方が計画され、広地域にわたって防衛体制がしかれ、お鷹場関係での村々の利害相反するための出入一件などはどこかへ吹きとんでしまった。

そうこうしているうち文政八年から翌九年二月一〇日昼九ッ時（一二時）又々異国船の乗り入れ事件が起こる。

文政九年異国船の九十九里沖乗り入れ

二月一〇日昼九ッ時、凡そ七八拾房沖合に異国船乗り通り辰己の方（東南）へ移動するのを発見し、見張番はかねて用意の半鐘を鳴りひびかせた。浜付村々大騒動となったが、船影は遠く沖合に消えて一段落ついた。

そこで粟生・片貝・小関・細屋敷郡合四か村惣代、粟生村年番名主清兵衛あわてて同夜四ッ半出立。翌一一日夕七ッ時（午後四時）在府代官豊田一郎兵衛に一件申しあげたのである。時局重大な時に当たるのではじめて海防差配役なるものが生まれることになる。

六月一四日付海防差配役は次の通りである。

宮村名主　兵左衛門（佐瀬）　高倉村名主　友右衛門（鈴木）
中村与頭　八左衛門（戸田）　宿村与頭　伝兵衛（小倉）
粟生村与頭　文左衛門（斉藤）

文政一一年異国船防方指令書

更にこの「一件の書取」による一八二八年（文政一一年）五月の、異国船防方の仰せ渡された「書付」によれば、

「一　海岸へ見張番屋弐か所建て置き、特に片貝村海辺番屋は網持にその役を申し付けている。異国船発見次第半鐘、ほら

貝にて知らせ岡郷の村々へもすみやかに連絡をとる。番屋の見張りは昼夜兼行である。これに要する諸入用は上総十八か村にて出銀のこと。

一　五の海防差配役に鉄炮壱丁ずつ渡された（写116参照）。壱か月に三度稽古すること。玉薬等の費用には給米五俵宛下さる。

一　竹柄の鎗百壱本が準備され（写115参参照）、村々の人数高に応じて渡された。平常は村役人方で預かり、緊急の場合海防差配役の指令をまつ。

一　拾八か村の百姓のうち一五歳より六〇歳までの夫役は合図と共に熊手、鳶口、手ごろの棒を携えて全員定められた浦々に集合すること。但し農業の差し支えにならぬよう一番手、弐番手と月代りに勤務する。但し半鐘、ほら貝の合図で

(a) 幸田村は細屋敷浜へ。

(b) 宿村・三門村・薄島村・堀之内村・関内村・宮村・高倉村は粟生村浜へ。

(c) 松之郷村・中村は片貝村浜へ。

(d) 嶋村・武射田村・富田高野・三浦名村は小関村浜へ。

それぞれ一たん集結し、その後異国船乗り寄せ地先へ差配役の指示によって部署につく。

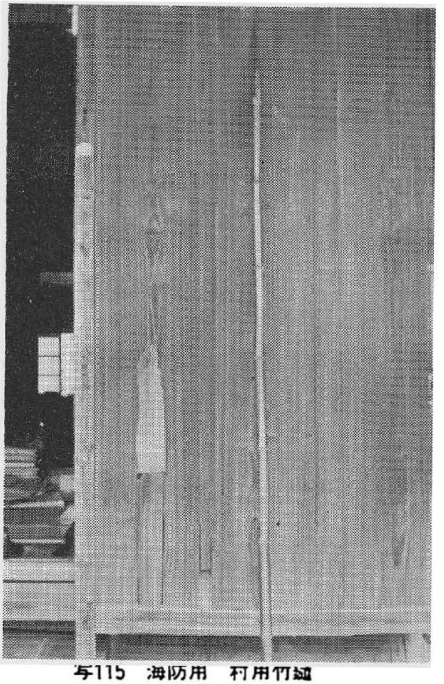

写115　海防用　村用竹鎗

東金市小倉家所蔵

一多人数の行動であるから各村は四半の小輪、夜は高挑灯をもって行動し勝手に行動せぬより戒めている。

一出動の総人数夫食は米五合づつで両総総給知五千石高で割り振りをする。その他諸雑費は上総十八か村で割り振りする。

一異国船若し接岸した場合は、手真似・仕形で上陸せぬよう論し事を起こさぬようにする。若し無理にこれを拒むことあれば鑓、鉄炮で防ぎ打ち払うこと。

「　　海防達配役

異国船防ぎ方の儀前書の通り申し渡す問、村々共平日油断これなく手当行き届き候様取斗中すべく候。右仰せ渡され候趣堅く相守り候様仕まつるべく候。よって件の如し

文政十一年五月

海防達配役五人連印　」

海岸防衛上鉄炮を渡された村々は

表109　人足と鑓数調べ

村名	人数	鑓数
細屋敷村	32	4
薄島	78	7
松之郷	42	2
高倉	□	4
堀之内	18	2
宿	54	6
幸田	84	3
三門	47	4
宮	20	2
三浦名	35	2
富田幸谷村	12	1
嶌	34	2
片貝	114	12
武射田	66	5
中	46	4
粟生	224	29
小関	185	17
関内	18	2
合計	1,129	101

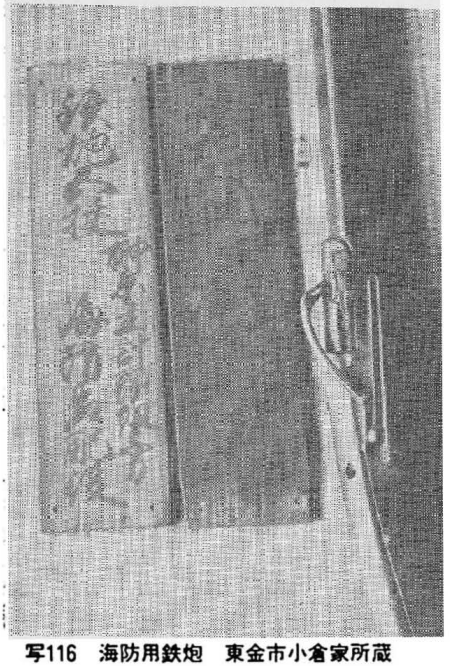

写116　海防用鉄炮　東金市小倉家所蔵

次の通りである（写116参照）。

粟生村　宿村　中村　宮村　高倉村　壱挺宛

一五歳以上六〇歳までの人足数と鉄数は表109の通りである。

天保三年異国船来航一件　見された。

「同一件書取」によれば、一八三二年（天保三辰）四月二七日朝五ツ時（八時）異国船が発

「　恐れながら書き付けを以って御訴え申し上げ奉り候。

御知行所上総粟生村外弐か村ならびに差配役一同申し上げ奉り候。今日朝五ツ時ごろ北の方沖合およそ四拾町（四、三二〇メートル）迄異国船と相見え候船壱艘見かけ候間、早速相図の半鐘ならびに竹具等を以て呼び立て候間、村々詰所へ罷り出で候処辰巳の方へ乗り行き帆影（ほかげ）に罷り成り候得共、容易成らざる儀に付き恐れながら書き付けを以て御訴え申し上げ奉り候。猶後の様子次第御訴え申し上げべく候。以上

御知行所

天保三辰年四月廿七日

上総　粟生村　年番　佐右ェ門

細屋敷村　同　伝兵衛

宿　村　同　弥五左ェ門

差配役惣代　斉藤文左ェ門

小倉　伝兵衛

鈴木　重右ェ門　殿

佐瀬　兵左ェ門　殿

飯高　捲兵衛　殿

以上は小倉伝兵衛「異国船渡来一件之書取」の概要を報告したのであるが、伝兵衛その人が海防差配役であった関係上、微に入り細をつくして書きまとめている。当時としては長い間の鎖国政策によって、海外の事情にうとい臨海村の郷土では不気味な恐怖感の中でどうなることやらという不安定な思いに駆られたことだろう。私も始めてこの一件の書取を読んで今まであらゆる文献にない新しい事実を発見し、ただ驚きと感謝の念で一ぱいである。

そこで一八二五年（文政八）より以降九十九里浦々へ異国船の渡来について編年して見ると表110の通りである。

表110　異国船渡来編年表

	西暦	年月日	刻限	場所
第一回	一八二五	文政八年三月二六日	暁六ッ半	粟生村沖合七八丁
二	一八二六	文政九年二月一〇日	昼九ッ	片貝村沖合七八拾房
三	一八三二	天保三年四月二七日	朝五ッ	粟生村沖合四拾町
四	一八三二	天保三年五月九日	朝	片貝村沖合
五	一八三二	天保三年六月一八日	暮	今泉村沖合
六	一八四〇	天保一一年五月八日	五ッ時	片貝村沖合壱里
七	一八四五	弘化二年二月二九日	昼	粟生村沖合
八	一八四六	弘化三年六月八日	暮	作田村沖合

の八回にわたっている。この内第一回の文政八年三月二六日の接岸と第八回の弘化三年六月八日の二回は、浦々の漁民・百姓にとっては相当なショッキングな事件であった。特に弘化三年六月八日の異国船乗り入れは、三本帆柱の大型船で上陸されては大変ということになり、早馬で江戸に知らせ、佐倉藩に動員がかか

り、八百人の藩兵が井之内村へ四日間屯集待機した。九十九里浦々に千人近い軍兵がものものしくたむろした。この事は浦々の人々に異国船打ち払いの根強い考え方を植え付けたのである。この事件から十余年後に起こった真忠組事件が、攘夷の旗印を掲げたのも幕藩体制の脆弱化を見るにしのびず事を挙げたというのも過言ではなかろう。

こうして佐倉藩は房総沿岸の防衛の任に当たっていたが、一八四四年（弘化元）に至ってその任を免ぜられた（表111参照）。

佐倉藩の九十九里浜沿岸の防備　一八四九年（嘉永二年）佐倉藩は領邑武蔵の埼玉県の内六三四石の地を替地し、匝瑳郡の内において七一〇石余の地を賜り、九十九里浦沿岸の防衛の任についた。小堡を栗山川の北岸木戸村（白浜村木戸）に設け士卒を配して常駐したのである。いわゆる木戸陣屋である（写117参照）。

とにかく幕末の異国船渡来は、幕府に取って喫きんな外交問題を提起させ、この解決の施策がたたないまま時は流れ、海辺の漁民たちは自分たちの生活の安全を守るための海防措置の充足を念願するのに願いを一層強く抱いた。海防準備のためには少なからぬ物的資源を提供した。その上村々の共同防衛の意識は向上するばかりである。ところが武士階級そのものが財政不如意という事情もあったにしろ、まこと

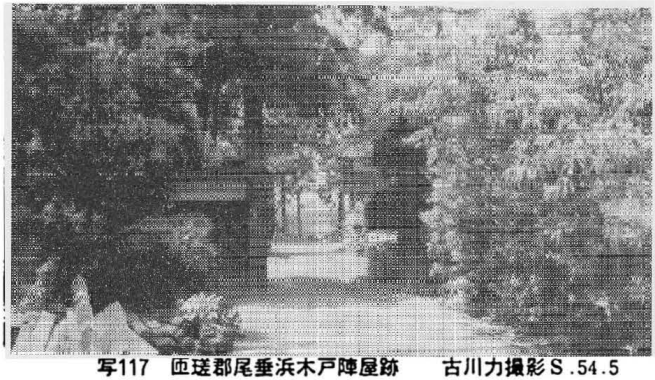

写117　匝瑳郡尾垂浜木戸陣屋跡　古川力撮影 S.54.5

に地方まかせで国防の第一般に立つ力がなく幕藩おしなべて支配体制の立て直しに本腰を入れなければならなくなった。庶民に武装させて攘夷に備えよ。武士階級にたよってもその効めがないといった幕藩制の苦悶がはっきりとしてきた。異国船渡来による沿岸防備から生まれた村落共同体の強い組織意識は維新を待たずしてこのころからはっきりとした事実となってきた。

（古川　力）

表111　幕末九十九里沿岸異国船渡来と防備年表

西暦	年号		記事
一七七八	安永	七	ロシア船蝦夷地に来て日本と交易を申込む。
一七九〇	寛政	二	アメリカ船紀州浦に寄港。
一七九二	寛政	四	九月ロシアの使節ラックスマン根室に渡来通商を請う。
〃	〃	五	松平定信房総豆相の沿岸巡検。
一八〇八	文化	五	四月幕府は浦賀奉行岩本正倫に豆相沿岸巡視させ、三崎・城ヶ島・観音崎・洲崎、百首の六か所に台場を築く計画。
一八一〇	文化	七	二月松平定信と松平容衆とが房総海岸の防備を命ぜられる。
一八一一	文化	八	十月白河藩主松平定信は房州洲ノ崎の台場白子（安房郡千歳村白子）の遠見番所百首（君津郡竹岡村百首）の台場の竣工する。 富津に遊軍出張所を設ける。
一八二三	文政	六	三月松平定信桑名に転封。桑名藩主松平下総守　忠堯武州忍城に移り沿岸防備は佐倉藩が当たる。
一八二五	文政	八	四月片貝村より給知十八ケ村異国船防方助力（小川家文書）
一八二五	文政	八	三月二十六日粟生浦沖合七町位まで乗入れた異国船がある。四月　飯高家文書、北町奉行組与力知給内、十六歳―六〇歳まで人足取調
一八二六		九	五月片貝村外十七ケ村異国船防禦計画成る。（資料集第六輯二〇頁）

一八二八	文政十一	異国船防方に付き片貝村浜辺に見張番屋設置。（小倉家文書）
一八三二	天保　三	四月二十七日片貝村沖合廿町位の沖合異国船見える。（小川家文書）
一八四〇	天保一一	五月八日片貝村沖合壱里位の所に異国船見える。（小川家文書）
一八四三	天保一四	房総沿岸の防備は忍藩が当たる。安房の北条に陣屋を置く。打合成る。（小川家文書）
一八四四	天保一五	十一月代官高木清左ヱ門より九十九里海岸異国船渡来の節手続。
一八四四	弘化　元	佐倉藩九十九里浜沿岸の防備につく。
一八四五	弘化　二	二月十七日米国捕鯨船メルカトル号、日本漂民二二人を送って館山港に入港。
一八四六	〃　三	五月米国使節ビットルが軍艦二隻を率い浦賀へ入港。
		十月黒田豊前守九十九里海岸巡見。（資料集第九輯）
		同　岩田鍬三郎海岸巡村休泊割合帳。（小川家文書）
一八四七	弘化　四	二月幕府は海防の強化を図り、沿岸警備の分担を改める。房総は会津（松平肥後守容敬二三万石）と忍藩（松平下総守忠国一〇万石）が担当。
		九月片貝村より海防御用御宿の義に付き願書たてまつる。（小川家文書）
一八四九	嘉永　二	佐倉藩武蔵の埼玉郡の内六三四石の地を替地として頭瑳郡の内において七一〇石余の地を賜わり小堡を栗山川の北岸木戸村（頭瑳郡白浜村木戸）に設け士卒を配して九十九里浜沿岸の防備につく。
一八五〇	嘉永　三	三月一四日片貝村名主より海岸防禦請状差出。
一八五三	嘉永　六	六月ペリーの来航。十一月警備の強化。房総は岡山の松平内蔵頭慶政と柳川の立花左近将監鑑寛に警備を命ずる。
		台場を大房岬・洲ノ崎・布良・川下・忽戸・伊戸・北条浜に設ける。
一八五四	嘉永　七	一月九十九里浦取締役より異国船渡来の節手当。（船橋市役所文書村上昭三家文書）
一八五八	安政　五	正月片貝村異国船渡来の節人足割。（小川家文書）
		欧米諸国との通商条約成立。海防の必要が減ずる。

小倉弥男家文書	文政八異国船漂生補ニ相見候節始末書日記天保三異国船渡来一件書取	村上家文書	（船橋図書館所蔵）海防御用ニ付書上扣帳　嘉永、六
小川家文書	乍恐以書付御訴奉申上候天保三異国船一里沖合乗入之儀	中央文庫	日本の歴史一八　幕藩中の苦悩　昭、四九
	異国船渡来ニ付人足入用割合帳　嘉永、七	房総通史	改訂房総叢書別巻　幕末房総沿岸の防備　八七四頁、昭、四七
小倉家文書	異国船打払御諚証文　文政、一一	東金市史	異国船海防関係史料　七六七頁　昭、五一
飯高家文書	十六歳から六〇歳まで人足取調書上その外数点	栗田元次	江戸時代史　国史講座二一　昭、五
		吉田東伍	日本読史地図　冨山房　昭、二

第二項　真忠組騒動

はじめに

真忠組の功罪をめぐってそれが暴徒か義士かの論争はすでに久しい。戦前はともかく、戦後はこの運動を一種の世直し運動と評価する傾向が著しい。しかし、この事件から百十余年たった現在、当時被害者の立場にあった側の子孫からすれば、かれらを義士として評価することは、必ずしも釈然としないしこりが残ることは無視できない。

この事件が起こった社会的・経済的な基盤・要因については、すでに先学の調査研究があるのでそれにゆずりたい。また、その経緯・顛末については、杉谷直道の「真忠組浪士騒動実録」に詳しい。地方文書の中

には、これまで世に出なかった資料もあるので、これを加えて従来の資料と照合し、修正する余地があるものと思われる。

例えば、小松原文書の中の大村屋女中さつの「申口書」などは、前述の「実録」と重ね合わせると、その裏付になるし、隊員の動静を把握するのに恰好の資料である。

しかし、現在、真忠組を語るすべての資料が世に出尽くしているとは言えない。今後の発見に待つものが多い。ちなみに、隊員の人数にしても、一口に総勢一八七名と称してはいるが、その全員の名前を網羅した文書に接することはできない。次表は、高木俊輔の手に成る表に、諸家の文書に散見する名前を照合して筆者の作ったものである。それにしても百十名を数えるに過ぎない。

当時、武士や一部の名主しかつけることを許されなかった苗字をつけたため、「伊兵ェ非千葉源次郎政凱」というような者が多かったり、変名があったりしてその異同の確認がむずかしい。

ともあれ、真忠組の研究は、それ自体独立した研究対象としての価値がある内容をもっているし、また、好箇の時代小説の材料ともなりうる。しかし、筆者の能力では、そのいずれをも充たしえない。そこで、現存の諸資料をもとに、その運動の軌跡を時間的にたどって、その顛末を紹介できればと思い、その視点から筆をとっていくこととしたい。

その発端

この騒動に加わった人数は、表112に見られる通り多数であるが、その中核となって組織化した指導者は、楠音次郎と三浦帯刀であったといってよい。非件の顛末を述べる前に、まず両名の経歴やひととなりから説くのが順序であろう。

表112　真忠組隊員名簿

高木俊輔「尊王攘夷運動と民衆」所収のものを加除して作成する
×戦死、●捕縛後死罪、○罰、△逃亡、？隊員かどうか

氏名	変名など	年齢（元治元年）	出身地	職業身分	処罰	備考
楠音次郎正光	黒神民部、樋口義種	三九	三河国岡崎在 滝村	浪人	×	元尾張藩士、二〇歳代に野州烏山領住、井ノ内で寺小屋師匠、小関館大将
三浦帯刀有国	小口順之助忠行	四九	下総国香取郡 佐原村	浪人	●	元旗本津田英次郎家来、茂原館大将
浅井敬斉			常陸国水戸藩	水戸浪人	△	匝瑳郡八日市場町で眼科医師
小山小四郎義行	元遠藤辰五郎 樋口小四郎		常陸国水戸藩	水戸浪人	△	
宮嶋七郎			常陸国笠間藩	浪人		
宮崎七郎			伊勢国津藩	浪人	×	元藤堂和泉守高猷家来
矢野重郎	矢野十吾、矢野十郎		上総国長柄郡 剃金村	浪人	×	剃金村で、松平伯耆守家来
斎藤市之助	斎藤市五郎、市五郎弟市右ェ門、百姓吉右ェ門倅	二〇	上総国山辺郡 片貝村	農	●	文久三、一二月家出一、一七片貝村にて捕わる。
結城吉太郎	寅之助倅吉五郎、平宅	二七（二八）	上総国山辺郡 小関村	農抱	△	一説、片貝村須原出身、全く不明
伊藤弥九郎藤原義晴	藤原義晴、釜屋弥助倅		上総国山辺郡 東金町	釜屋		一説、片貝村吉右ェ門倅
疋田宇一郎藤原正之	十一屋五兵ェ倅卯一郎、藤原正之、疋田儀一郎		上総国山辺郡 東金町			元治元、一、一三病死、「高二五〇石侍の格式を以て小関村」に埋葬
首藤大九郎正兼	首東大九郎、市東大九郎、碁代次、吉五郎事	二五（二六）	上総国山辺郡 堀上村	農（無宿）	●	文久三、一二月家出
飛田定次郎	飛弾定太郎、金太郎百姓定右ェ門倅二男	二五 二六	上総国山辺郡 堀上村	農	△	一説、中野村堀之内村出身、全く不明

高宮藏斎	御雪役、高宮幸助、高宮徳蔵父		上総国山辺郡	押堀村			元治元一、三郷症にて病死
清吉		二五	上総国山辺郡	押堀村（無宿）			逃亡中に捕わる
藤崎直次郎	藤崎直太郎、松太郎	二四	上総国山辺郡	粟生村	△		全く不明、即死説もある
市郎右ェ門		二九	上総国山辺郡	粟生村	○	?	中追放
留吉		三三	上総国山辺郡	粟生村	○	?	
家徳直太郎	中村直太郎		上総国山辺郡	家徳村	△		
西郎五郎右ェ門	西郷五郎左ェ門、西合五郎右ェ門、百姓五郎兵ェ二男	二四 二五	上総国山辺郡	荒生村	△		佐々木信濃守組与力、全く不明
今泉茂七	今泉定七		上総国山辺郡	今泉村	△		
井関喜重郎重泰	井関喜十郎、三右ェ門明キ家新之助		上総国山辺郡	今泉村	×		元井之上様家来
小高兼太郎	小高兼十郎、兼松小高兼次郎		上総国山辺郡	薄嶋村	△		全く不明
山内額太郎正盛（直）	鈴木島村金四郎事、六右ェ門事、内山金治良	三八	上総国山辺郡	薄嶋村	●		万延元、四月板外れ一、一八駒崎清五郎に捕わる。八日市場館大将
太兵ェ			上総国山辺郡	薄嶋村	○	?	遠島
平兵ェ		四三	上総国山辺郡	薄嶋村	○	?	遠島
片海若太郎平一忠	百姓平兵ェ後家もよ弟百姓先右ェ門伜	二六	上総国山辺郡	小沼田村農（無宿）	●		文久三、一二月貞忠組に入る一、八帳外れ、江戸で召捕
伊左ェ門		四六	上総国山辺郡	川場村	○	?	手鎖
長左ェ門		五五	上総国山辺郡	川場村	○	?	手鎖
治兵ェ門	治左ェ門親	六二	上総国山辺郡	川場村	○		手鎖

兵左ェ門		三六	上総国山辺郡	川場村		○	手頭	?
戸村次左ェ門			上総国山辺郡	台方村	小惣代	●	同一人か	
戸村治左ェ門		六〇	上総国山辺郡	台方村	名主	○	小惣代文吉より借金返済せしむ、中追放	?
結城七郎	五兵ェ倅		上総国山辺郡	田中荒生村		△	即死説もあり	
倉之助		二六	上総国山辺郡	高倉村		○	遠島の処、病死	?
広瀬林三郎	留吉事、百姓林兵ェ弟	二〇（二二）	上総国山辺郡	広瀬村	農（無宿）	●	元治元一、七親が地頭所に申し立て、帳外れ、自訴	
松戸初太郎	勘五郎		上総国山辺郡	松之郷村		△		
吉平		四四	上総国山辺郡	松之郷村	組頭	○	軽追放	?
権右ェ門		三三	上総国山辺郡	宿村		○		?
今泉茂吉	今関政太郎かじ屋亀吉次男	一八	上総国武射郡	井之内村	鍛冶屋	○	佐倉刀鍛冶細川忠義方に潜伏か、二、九同宅で召捕	
今泉政太郎	鍛冶屋惣吉倅		上総国武射郡	井之内村	鍛冶屋			
遠藤政吉	百姓惣吉倅	一五	上総国武射郡	井之内村	鍛冶屋	●	佐倉町刀鍛冶細川近造門人、元治元一、二帰家一、三八日市場へ囚中病死	
権安五郎	安太郎孫左ェ門倅		上総国武射郡	井之内村		△		
沢田正三郎	音次郎女房弟	一五	上総国武射郡	井之内村		×		
藤兵ェ		五九	上総国武射郡	井之内村		○	遠島	?
半右ェ門		四三	上総国武射郡	中ノ村		○		?
源右ェ門	弥右ェ門	二七	上総国武射郡	中ノ村		○	遠島の処、病死	?

荒井半	伊次郎事周輔伜荒木伜、荒井仲		上総国武射郡松ヶ谷村		△	憩意の者宅に隠れた風聞
遠藤長五郎	遠藤辰五郎遠藤森九郎		上総国武射郡松ヶ谷村		△	江戸へ奉公
金坂巳之助			上総国武射郡松ヶ谷村		△	
里見忠次郎忠房	百姓孫右ヱ門倅忠蔵事	二四(三九)	上総国武射郡松ヶ谷村農(無宿)	⊗		文久二、二月帳外れ元治元、一、七広瀬村で捕わる
大網牛太郎	大網丑之助、大網丑太郎、巳太郎、百姓吉右ヱ門次男紋吉事	二二	上総国山辺郡東土川村(無宿)	⊗		文久三、一二月家出、元治元一、六帳外れ、一説宿村出身江戸で召捕
佐久間誠一郎	佐久間清次郎、佐久間清一郎、三左ヱ門次男竹		上総国山辺郡東土川村	△		一説宿村出身
伊東勇三郎	伊庭兼太郎、兼次郎伊藤菊太郎		上総国武射郡成東村	×		
桜井安五郎直忠	久兵ヱ伜桜井安太郎		上総国武射郡横地村農	△		憩意の処か山中に潜伏
中川為次郎	安太郎事安之進		上総国武射郡蓮沼村居候	△		鹿島浦から在方へ潜伏
並木巳之太郎	行木巳之五郎、並木巳之五郎、五郎左ヱ門倅上	三〇以	上総国武射郡本須賀村	△		全く不明
橋本権之丞	橋本権次郎橋本義兵ヱ伜		上総国武射郡本須賀村	△		上総国武射郡高田村橋本義兵ヱ伜鹿島辺へ
鎌形平蔵武直	鎌形平蔵百姓甚助事	三四	下総国香取郡飯塚村農	●		元治元正月家出
堀越和七	押越甚七		下総国香取郡飯塚村(無宿)	×		
押越清八			下総国香取郡飯塚村	△		一説松ヶ谷村産
石井千代吉	百姓権右ヱ門伜百姓権之丞弟		下総国香取郡岩部村(無宿)	●		文久二、五家出文久三、一一月帳外れ囚中獄死
八嶋忠吉	八島忠吉		下総国香取郡岩部村	△		

大高泰輔忠国	大鷹泰助、大高国之助百姓惣七借家与兵ヱ倅橋本宇兵ヱ事	三六	下総国香取郡　佐原村	道具屋	●	文久三、七月家出	
桑田幸作	三五郎事広作		下総国香取郡　大寺村		△	海岸通りか村方へ潜伏か	
伊藤国之丞	今東国之丞伊藤国之助		下総国匝瑳郡八日市場町	剣術指南	△	堀川の産、飯笹修理之輔門人	
尾形秀太郎	染、秀三郎		下総国匝瑳郡八日市場町	医師	△		
石川菊次郎	石河兼次郎		下総国匝瑳郡八日市場町		△		
沢田清、忠孝	沢田屋久蔵二男清八事深田清		下総国匝瑳郡八日市場町		×		
千葉源次郎政胤	千葉源四郎、千葉源治郎、紺屋伊兵ヱ事、百姓源蔵父	四六	下総国匝瑳郡八日市場町	紺屋	●	文久三、七月家出	
大沢亦四郎	権右ヱ門事		下総国匝瑳郡　上谷中村		△		
佐藤登			下総国匝瑳郡　笹目根村		△		
増田八郎正則	増田角造、角蔵事百姓又四郎倅	二六	下総国匝瑳郡千潟春海村	農	○	文久三、一一月より剣術修業一一月頃忠組入り一、一八捕わる郷の上所払	
森彦三郎	彦右ヱ門倅善蔵大木彦三郎		下総国匝瑳郡千潟春海村	農	△		
大木八郎朝光・光俊	八木八郎、百姓与一倅	二六	下総国匝瑳郡　蘇里村	農（無宿）	●	元治元正月家出	
大山瓜助	十輔重蔵事、百姓六兵ヱ倅	三〇	下総国海上郡　倉橋村	農	●	元治元正月家出、元治元、囚中病死	
松田八郎	松田伊八郎		下総国海上郡　倉橋村				
石原松之助							
尼高長十郎							

駒形兼吉	忠兵ヱ倅、忠次郎江戸屋	四四 四五	上総国武射郡　井之内村	燈屋	△	元上州館林家来、一説飯塚村
駒形房太郎	長太郎駒形芳太郎、長十郎					
駒崎熊吉	駒島熊吉					
坂野重五郎	重太郎次男	三〇	上総国武射郡　井之内村	農	△	鹿島浦へ
笹本徳右ヱ門	笹本徳太郎					
石川千代松						
東郷長作	藤郷長作東吾長作、藤江長作					
中郷直太郎	中村直太郎、真太郎					
荻原清次郎						
林寅之輔	寅、江戸寅	二七 二八	上総国武射郡　井之内村（無宿）		△	
松井長太郎	太兵ヱ次男	二〇	上総国山辺郡　片貝村	農	△	
森甚之助				伊勢の御師、浪人		苫束大九郎と口論（疵を負う、勢州山田の住
吉田清太郎	清田清三郎					
渡辺庄吉	正吉					
斉藤甚助			上総国山辺郡　片貝村		△	
井関政太郎					△	
大木恭助					△	
東郷安之助					△	

西川忠次郎					△
林三郎					
今泉和助					
大木紋蔵		下総国香取郡　飯塚村			一説八日市場産
松本熊太郎					
佐久間織太郎					
林源蔵					
伊庭金四郎		上総国武射郡　成東村	医師		水野日向守牢舎に、根蔵の産
大木寄助					
広田直					
音兵ェ		上総国武射郡　井之内村			江戸で召捕
泉川	音兵衛子分	上総国武射郡　井之内村	無宿、相撲	△	片貝村西の下辺りにの風聞
大木兼次郎					

――楠音次郎正光――

一八六一年（文久元年）三月、上総国武射郡井之内村百姓源太郎方へ楠音次郎正光と名乗る浪人がやってきた。音次郎は、身の丈五尺六、七寸（一・六～一・七メートル）、好男子の上に、どことなく高い気品を感じさせた。弁舌もさわやかで、説得力もあり気骨も兼ね備えていた。かれの開いた寺小屋には門人も多く集り、三か月ほどたった

六月一九日には、同国小松村百姓鉄五郎方の物置を買い取り、稽古場に改造して教えていた。

音次郎はここで習字や読書を教えたが、それはあくまで表むきで、これを裏付する資料はなにも残されていないが、近くの青年たちを集めて時勢を説き、自らの所信を熱情的に語り、共に事を挙げるに足る同志を募っていったと思われる。一八六四年（元治元）三九歳で討死をしているかれは、この年三七歳であったことになる。

ここで、それまでの音次郎の経歴にふれてみよう。その手がかりとして、音次郎の嫡子とされている樋山民弥の筆になる、「樋音次郎正光略歴」という手記が残されている。もちろん、そのすべてを信ずるわけにはいかないと思われるが、他にこれをくつがえすものがない現在、これを引用したい（かなと注は筆者による）。

樋音次郎ハ、尾張（徳川御三家の一つ）ノ藩士ニシテ文政九（一八二六）年誕生シ、幼ニシテ頴悟（かしこくてものわかりがはやい）頗ル事理ニ通ズ。生長スルニ従ヒ豪頭不羈（才能がすぐれて人からの束縛をきらう）嗜ンデ兵家ノ学（兵法）ヲ学ブ。剣道ハ其堂ニ昇ル。（一応の境地に達すること、ここでは免許皆伝か）特ニ日本史ヲ愛読シ坐右ヲ離サズ。加フルニ勤王ノ志厚ク、幕府ノ横暴ヲ嘆ジ、之ヲ攻撃スルトキハ大声叱呼（傍ラ人ナキガ如シ。其ノ説タ所謂々（遠慮しないで正しいと信ずる論を述べたてる）人ノ肺腑ヲ刺ス。為ニ同輩ノ嫉忌（いみきらう）スル所トナル。加之（そればかりでなく）武芸ハ嶄然（一段と目立ってぬけ出たさま）頭角ヲ顯ハシ居タレバ、自然同輩ノ疾ミヲ受ケ、或日剣闘争論ノ結果決然郷藩ヲ脱シ、東行シテ下野ニ入リ、那須野ケ原ヲ踏査シ、此地ニ一城ヲ築キ将来大イニ計画スル所アルヲ認メ、妓ニ思慮スル所アリ、鳥山領向田村ニ足ヲ止メ、嘉永六（一八五三）年樋山家ノ養子トナリ、樋山民部之介藤原義種ト称スルニ至ル。其時既ニ廿八歳、爾後夫妻頗ル睦シク一子ヲ生ム。樋山民弥之ナリ。音次郎ハ鳥山候（大久保佐渡守）ニ仕ヘ傍ラ公ノ師範タル伊藤軍八ニ師事シテ軍学兵法ヲ学ブ。其当時軍八ハ日本六十余州ニ屈指ノ軍学者トシテ囂々（口々に騒いはやす）ノ聞エアリシニ音次郎ノ敏才非凡ナルヲ嘆賞シ、他人ニ語ルニ余ハ何事モ遠

ク及バズト。以テ其人物ヲ推知スルニ足ル。音次郎烏山公ニ仕ヘルヤ、初メノ程ハ鬼才（すぐれた才能）ヲ隠シ、勤王ノ大義ヲ秘シ、殊ニ忠節ヲ尽シタルモ、彼ノ胸底ニ潜ム大義名分ハ何レカ永ク破裂セズシテ止ムベキ、日ヲ経、月ヲ重ヌルニ従ヒ、時ニ触レ折ニ当リテ己ヲ忘レ、遠慮ナク幕府ノ暴戻（あらあらしく人道にはずれていること）ヲ痛撃シ、大義ヲ絶叫スルニ至ル、玆ニ及ビテ又烏山藩ノ嫌忌スル所トナリ、音次郎復タ同輩ノ謀ルニ足ラザルヲ悟リ、憤然意ヲ決シ我家ヲ脱出シテ西行シ、上総ニ至リ文武ノ道ヲ伝ヘ、多数ノ子弟ヲ訓化シテ時機ノ到ルヲ待チタリ。然レドモ彼ノ胸底ニ焔々（もえさかる）タル大志ハ、幕府ノ惰眠ト横暴トニ反比的ニ愈々猛烈ヲ極メ、常識ヲ以テ制スル能ハズ、日ニ劇甚（はげしさ）ヲ加ヘ来タル、行住坐臥（日常・ふだん）燃エザルナク、造次顛沛（とつさの場合）熱セザルナク、全ク沸点ニ達シ、終ニ弟子教育シタル者数百ヲ率キ、至上（天皇）ノ宸襟（みこころ）ヲ安ンジ奉ラントノ微志ヨリ兵ヲ起シ、其意ヲ果ス能ハズシテ自ラ戦死ヲナシタルモノナリ。（原文のまま）

この「経歴」によれば、かれは尾張藩・烏山藩と二度も脱藩している。かれのいだき続けてきた勤王論は、親藩（尾張）や譜代（烏山）の藩内ではむしろタブーであり、そこから共鳴者を求めることは到底できなかったと思われる。激情、慷慨家の音次郎の存在は、藩の同僚や上役たちにとってはやはり嫌忌すべきものであったはずである。引用した手記では、烏山から井之内村へ直行したように記してあるが、その間に江戸滞在の期間があったようである。「実録」に所載の「楠音次郎伝」（出典不詳）には、次のように記してある。

（前略）右音次郎は、江戸和泉橋通り医師坂上地院方に用人相勤む。中川良助と申し候いて、井乙内村百姓源太郎と申す者、下総国岩留村儀右衛門娘を妻に貰い受く。右妻の弟良助と申す者坂上地院に仲間率公相勤め罷り在り候中、御取締役駒崎清五郎様に御召し捕りに相成り候節、右中川良助欺願に罷り出で候に付き、源太郎儀は縁の弟の義故、その節罷り出で、欺願相頼み候いて見知り罷り在り、然る所、当四ヶ年前西年（一八六一）三月二日、同人義源太郎方へ罷り

越し、手習師匠いたし度と相頼まれ、余儀無く隣家惣吉二階を借り受け、稽古場にいたし、世話致し置き候義にて、同年六月中出府仕り、坂上地院方へ罷り出で、右中川良助義私方へ参られ候いて、手習師匠致し度く、世話いたし呉れ候様頼まれ候につき、余儀無く世渡り罷り在り候えども、右の者世話致し置き候いて宜しき者かと相伺い候所、別段子細もこれ無き者にて候えども、世話致さざる方然るべしと申し聞かせられ候につき、帰村早々中川良助並びに隣家惣吉へも申し断わり、六月十九日惣吉方引き払わる、然る所追々弟子も出来候に付き、筮子（弟子）共にて世話いたし、村方長吉と申す者の物置借り受け指南罷り在り候内、小松村鉄五郎と申す者村方へ出稼ぎ罷り在り、紺屋渡世罷在り候者、渡世相止め村方へ引き取り候につき、弟子共にて夫々出金、右の金子を以って音次郎より松ヶ谷村源兵衛と申し候者証人に相立て、鉄五郎より物置買い受け、稽古場いたし手習師匠仕り居る者に御座候。

この記録に出てくる坂上地院という医師は、どんな人物であったろうか。音次郎と気脈を通じる者であったとも思われる。ここで中川良助を介して源太郎と知り合い、井之内村へ住むきっかけとなった。この江戸在住中に、どんな交友関係を結んだものか皆目わからないが、医者の用人という地位からも、他からの束縛を受けることなく、広く関東諸地域の尊攘派志士と何らかの連絡をとり合っていたものとも想像できる。

音次郎は源太郎から地域の内部事情を聞き、この土地こそかねがね抱いていた素志をなすにふさわしいと心に期したのではあるまいか。支配関係から見ても、旗本知行地や江戸町奉行の与力給知に、小大名の飛地領分が散在し、一村が何給にも分かれて支配されており、代官支配の天領がそれに混じり合うといった、きわめて錯綜した状態であった。したがってその治安も村方役人に任せられていた。化政期以後に置かれた関東取締出役（八州廻り）も完全に治安を維持するものではなかった。

さらに幕末に至り、内政の破綻に加えて、異国船渡来による開港後の経済混乱は、この地域の後進的な農

業生産と不安定な漁業従事者の貧困を激化させ、階級分化の促進化が、一面においては質地獲得による富裕化と反面貧窮化現象をかき立てていった。

こうした現実を直視していくうちに、音次郎の尊王論に攘夷論が加わり、少なくとも、後の真忠組のスローガンとして現われる限りにおいては、夷人征伐・夷人誅伐・攘夷を大義名分に資金・武器を集めている。してみれば、音次郎の心中は尊王もさることながら、当面の目標としては（大村屋に居を移した時点以後は）攘夷に傾斜していたといえる。

しかし、当時の窮迫していた九十九里の各村々の状況を、悲憤慷慨家の音次郎が見て座視するにしのびなかったことは想像に難くない。攘夷の旗印を立てながらも、現実に存在する各村の貧窮にあえぐ人々の救済を断行した。

――三浦帯刀有国――

かれが真忠組の副将格であったことは、種々の資料によって明らかである。前記「実録」中に、かれの経歴に関する文書が載せてあるが、それによると、

三浦帯刀有国の事

津田英次郎御家来、小口順之助と申す者、同家来之内仲保根之進と申す者と口論に及び、既に刃傷に及ぶべき処、その場に居合わせ候者に押えられ、その科に寄り、知行所下総国佐原在村名主平右衛門方へ預けに相成り、閉入に成居り候処、楠音次郎その外の者に近出られ、上総国山辺郡小関村新開へ抱り越し、浪人の頭に相成り候。

順之助こと変名　三浦帯刀有国　子ノ四十九歳

とあり、かれが、当時佐原に知行地をもっていた旗本津田英次郎の家臣、小口順之助忠行という武士であり、同僚と口論し、刃傷沙汰のところ仲裁がはいり、咎めを受け佐原在の名主平右衛門宅に預けられたことがわかる。さらに、かれが佐原を脱け出して、楠のもとに身を寄せた顛末を伝えるものとしては、次の文書がよくその間の事情を語っている。

御尋ねにつき書き付けを以って申し上げ奉り候

津田英次郎知行、下総国香取郡所村百姓平右衛門代兼倅権六、役人惣代名主太郎左衛門一同申し上げ奉り候、浪人三浦帯刀と申し唱えし、英次郎家来小口順之助身分、御尋ねに御座候。

此段順之助義は、地頭津田英次郎家来にて、如何様の子細御座候や、平右衛門名主勤役中、安政六（一八五九）未年四月中、地頭所より預け申し付けられ候に付き、同人宅内仕切り、順之助を一と間住居致させ候処、追々年数相立ち候に付き、去亥年（一八六三）三月中より平右衛門手限りにて座敷住居に致し置き候処、同年十二月朝五ッ時（八時ごろ）頃、同知行下総国香取郡佐原村百姓借家与兵衛倅にて、道具屋渡世国之助儀（大高泰輔忠国）暮打ちの由名前知らざる者壱人同道し、同順之助へ逢い度き旨申し入れ、断わり及び候えども、再応相頼み候に付き、面会致させ候処、何事か談話致し、同夕七ッ時（四時ごろ）頃、佐原村へ引き取り候由にて立ち去り、去月十四日、飛脚躰の者、書状持参し、順之助へ相渡し立ち帰り候。翌十五日朝、近辺へ囲碁に参り候由、平右衛門へ申し置き出立し、夕刻まで帰宅致さざるにつき不審に存じ、居間相改め候処、順之助より平右衛門宛の書状これあり、一覧致し候処、窃に存じ立ち候義これあり、出奔致し候に付き、妻子身分相頼み候など認めこれ有り候間打ち驚き、心当たり所々相尋ね候えども、行衛相知れず。余儀無く右趣同廿七日村方出立致し、地頭所へ訴え出で候処、順之助出奔致し候上は以後立ち廻り候とも差し置きまじく、且つ平右衛門無念につき、苗字帯刀並びに壱人扶持金三両ずつ宛行も取り上げ候旨、

当正月廿五日地頭役場申し渡しこれ有り候儀に御座候。
右、御尋ねにつき申し上げ奉り候通り相違御座無く候。以上。
文久四子年二月

津田英次郎知行
下総国香取郡所村　百姓　平右衛門代兼倅　権　六　㊞
役人惣代名主　太郎左衛門　㊞

畑兼太郎様（評定所留役）
石原順之助様（　同　）

これによると、三浦帯刀は、一八六三年（文久三）一二月一五日朝、近所へ碁を打ちに行くと断り、平右衛門宅を出たまま出奔したことになっている。また、それに先立って、同月七日には道具屋宇兵衛こと国之助（大高泰輔）が訪れたり、一四日には飛脚風の男が、かれのもとえ書状を届けた事実が注目を引く。この書状の送り手はおそらく楠音次郎ではないかと思われる。

預かりの身にしては、その挙動にだいぶ自由がうかがわれるのが気になるが、後掲の「真忠組隊員行動日録」によれば、真忠組の実質的な活動の口火をきったのが、実は外ならぬ三浦帯刀・遠藤辰五郎（樋山小四郎）であった。しかも、一一月二四日、八日市場まで出向いているのを見ると、何等かの口実をつけて外出したにしろ、あまりにも大胆不敵なふるまいといえよう。この事から、出奔の時期を一年前だとする見方さえある。

だが、名主宅に預けられた帯刀が、最初はいかにも一間住居で平右衛門も罪人らしく扱ったようだが、年月が経つにつれて、「手限ニ而座敷住居ニ致し置き候処」とあるように、家族と同様の処遇をされているところを見ると、特別な主人側からの監視付でない身は、同志たちとの交流や他出にもさして束縛を受けず、したがって出奔の必要もなかったのではあるまいか。事あげの機が熟するまでは平右衛門方でひそかに連絡をとり合っていたのであろう。

――大　村　屋――

さて、次に浪士たちが本拠を定めた「大村屋」についてふれてみたい。

当時、大村屋のあった小関新開（新田）は、真危新田と同じく町人請負新田で、幕府の直轄領に組み入れられ、この家の主人伊八は名主も勤めていた。現在はもはやそのおもかげすらとどめていないが、二、三本の古松がわずかにその昔を語るかのように空しく聳えている（その跡には郷土史研究会の手によって木製の標識が示されている）。その遺構は、写119の通りである。

そのころの大村屋の経営については、『小松原家文書』に、

写118　小関新開の図　　小松原家古地図

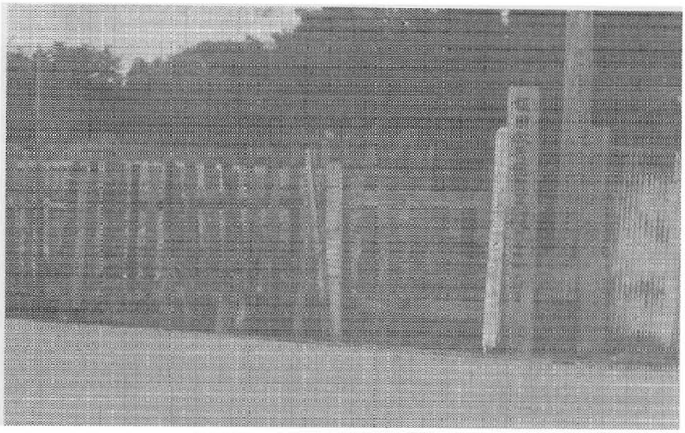

写119　大村屋伊八宅の跡　　古川撮影

「名主伊八厄介さつ申口書」（写121参照）という一書が、新しい事実を示してくれる。これは事件後、白洲において陳述した「さつ」という女（その身分、立場は後述したい）の口述書である。

それによると、

右の者（さつ）は、上総国山辺郡大網村百姓三左衛門娘にて、幼年より小関村農間旅人宿中村屋周次方に十ヶ年余り奉公致し罷り在りその後、本須賀村五右衛門、さつの父より貰い請く。小関村新田百姓政吉はさつの縁者につき、右政吉宅へ同居致し、五右衛門万事世話いたし罷り在り候処、去る四ヶ年前（一八六一年＝文久元）酉年中、右五右衛門三男武次郎を養子にいたし、小関村新田に居屋敷地を買い取り、新規に家作いたし、名主伊八へ相頼み、新百姓に取り立て貰い候えども、三ヶ年相立ち候までは、厄介人別に致し置き候事。当村の仕来たりの趣にて、伊八厄介人別に入れ置き候処、伊八旅人宿渡世相休みおり候につき、去る戌年十二月より、五右衛門借り請け候て、さつを右旅人宿渡世致させ、五右衛門世話致し罷り在り（以下略）

とあり、真忠組騒動の起こった前年から、休業状態であった大村屋（図201参照）の営業は、本須賀村の五右衛門がその建物を借り請けて経営し、養女である「さつ」（三二歳）が女将としてきりまわしていたようであ

る。なお「さつ」は大網白里町の生まれで、幼年より同じ小関新開の同業の中村屋に十年余り奉公していたとあるので、五右衛門にしてみれば、さつは客扱にうってつけと思い、きりもりを任せたのであろう。

ここで、本題からはずれるかもしれないが、新百姓取り立ての手続きにふれているのが注目にあたいする。さつは五右衛門の世話にはなっていたが、大網の生家と縁続きであった、小関村百姓政吉のところに居住し、五右衛門の三男武次郎を養子にもらい、名主伊八に頼み、新百姓に取り立ててもらうため、三年間、保証人の伊八の「厄介人別」に入れられ、この当時は厄介という身分であったことがわかる。

大村屋が当時伊八の直接経営から離れていたことは、この「口書」とともに伊八の陳述（別資料）とも符合している。これは伊八が名主という地位にありながら隊員の本拠を提供した罪を逃れる口実とのみ見られず、事実として扱ってよいのではないかと思う。

真忠組隊員の行動　次に、真忠組がどのような行動をしていったか、約二か月に及ぶその行状を日録の形に整理してみたのが、表13の「真忠組隊員行動日録」である。上・下二段に分けてあるが、上段が杉谷直道の「真忠組浪士騒動実録」から要約したものである。○印は貧民施与に関わる項目であり、＜＞の人名はその件に直接関係した隊員名である。※印は即日解決せず後日を約したものの関わりを示すものである。

下段は、前述のさつの「申口書」からの要約である。恐らく宿帳様のものをもとにして申し述べているらしく、この種のものとしては、よく記帳してある。もちろん、彼女が同志でないので機密に属する相談・会合の内容は知るべくもない。がしかし、この期間に大村屋に出入りした一味の動静や呼び出しに応じて来館し

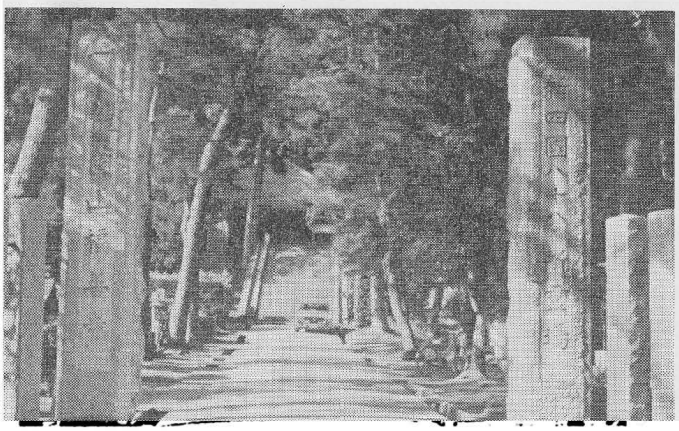

写120　山内額太郎の屯営した福善寺（八日市場）

た者、金品を持参した事実、さらに強要されているようすなどが、に手とるようにわかる。

上段の実録と比較対照してみると、ほとんど一致するが、いくつかは合わない個所もある。

例えば、元治元年（一八六四）元日、実録では大村屋で新年の賀儀を行う、とあるが、「口書」ではその記録がない。「口書」では、暮れの二九日の夕刻に、樋山小四郎・首東大九郎の三人が来て止宿し、翌大晦日には朝飯を食べて外出し、その晩は一人も帰っていない。元日には松戸某と名のる者が一人で止宿とあるのみで、祝宴の記録がない。部外者といえども酒肴を運ぶ必要から祝宴の事実がわからないはずはない。

一二月二六日、楠・三浦らが同勢二三人を引率して、八日市場の福善寺（写120参照）へ乗りこんでいる実録の記事と考え合わせて、新年の賀儀は福善寺でのできごとと見てよいのではないか。伊八はこの留守に江戸へ出府して訴えるチャンスを得たのである。

以下、次表113によって、その経過を示そう。

表113　真忠組隊員行動日録

月日	実録	口書
文久三年		
十一月二十四日	・八日市場村名主、土屋信太郎方へ軍用金五百両要求※	
十二月　九日	〈三浦帯刀・遠藤辰五郎〉	
十日		・八ッ時頃（午後二時ごろ）大高泰助（道具屋宇兵ヱ）・樋山小四郎二人で止宿、泰助道具荷物持参。
十一日		・樋山小四郎一人で近所へ外出、大高残る、同夜、五ッ時頃（八時ごろ）樋山・遠藤・斎藤一之助外一名（名前不知）四人づれで帰る、止宿。 ・大高、近所で間違出来のため、掛合中につき、四、五日逗留したき旨申し滞在、四人のもの昼夜出入する。
十二日		・楠音次郎、大小を帯び、供一人つれて来る、供はすぐ帰る、音次郎、伊八に面談を乞うも、伊八他出（武射田村へ）のため、その帰宅を待つ、八、九人止宿。 ・主人伊八帰宅、楠これと面談、「われら、真忠組の義士攘夷のため、横浜に近く出張する、同道のものを待ちうけるため座敷を借りたし」と楠強談、不審な点はあるが伊八は難を恐れてよんどころなく貸す、さつも人手不足を理由に充分な応待
十三日	・八日市場村より百両持参、小関大村屋に、百両は村内七名で分担する。	

写121　大村屋女中「さつ」口書

十四日　ができないと断ったが、あらかじめ、ここを待ち合わせの場所ときめてあるのでと一方的にきめて逗留を継続、木戸口に「真忠組旅館」と書いた張紙をし、弓鉄砲を飾り、木戸をあけて人を待つようす、八ッ時ごろ千葉源次郎・大木八郎（大小をさして）深田清（長脇差をさして）来る、日暮れにこの三人帰る。

十五日　・別儀なし

十六日　・別儀なし　前記の人数で

十七日　・別儀なし、三浦帯刀来る。
・田中荒生村役人、呼び出され叱られる、井之内村教蔵来る。

十八日　・一、二人づれで出入りのようす。他に変わったことなし。
・朝木戸へ小関村新田とのみ名前不明の張訴あり、野州長畑村惣左ェ門他行のため倅惣三郎参り、同夜、浪人かわるがわる宅番のようす、
・惣三郎、度々呼び出される。村内に施しに出かけた様子。
。小関村左吉郎方止宿、下野国都賀郡長畑村麻屋惣左ェ門に、村内窮民へ貸し渡すため、金千両を要求、麻百五十三箇を九百両に見積り、村内百姓喜左ェ門外百八十九人へ割渡す。
〈楠　音次郎〉

十九日　・埴生郡立木村（茂原市）大庄屋高橋民之助宅へ、武器用意金二百両要求、請書のみで帰る※
〈樋山小四郎・山内額太郎〉
・長柄郡茂原村月番名主太七宅へ、夷人打払武器手当金三百両要求※後日を約す。

写122　杉谷直道の実録

〈山内・樋山〉
・押堀村高宮徳蔵父幸助卿症を煩い家出、真忠組へ入り雷役となる。

二十日
・同断

二十一日
・堀上村農・酒造業懸原内蔵助宅へ、夷人征伐軍用金二百五十両、鎗二本要求。※
〈楠・三浦・首東外五人〉
・大勢で東金辺へ参り、同夜、樋山小四郎・山内額太郎外一名馬で帰り、大勢のもの立帰らず。
・台方村名主、戸村治左ェ門宅へ、同村百姓文吉を呼出して治左ェ門より借用金十五両を速に返済致すよう申付、首東は文吉を打擲、文吉直ちに金子返済、（治左ェ門、楠に願い出しもの）、治左ェ門、白鞘の刀一本進上、同勢戸村宅宿泊。
〈楠ら　一行〉

二十二日
・東金町上宿米良嘉平治宅へ、田間村米穀商古川惣左ェ門・布施甚七・今井助左ェ門・柴田増右ェ門・今井利右ェ門の五人を呼び、米価つり上げ不埒と※叱り、窮民救助のため施米申付る。※一同請書提出。
・堀上村、内蔵助より、金百両、米十俵、鎗二本、脇差一本小関へ持参。
・押堀村農名主、高宮藤右ェ門方へ、主人不在※明日小関館へ出頭を命じて帰る。
・薄島村名主与平治方へ、組頭紋太郎を呼び、村内窮民へ金五十両、米二百俵施与を要求、米二十九俵を村内貧民八平外三十一人へ割渡す。
・楠・三浦をはじめ、大勢の者帰る。

・寄場村々へ触書を出す。　〈楠・三浦〉

二十三日

・押堀村志賀勝兵ヱに軍用金百両書状で要求、同人小関館へ来り、金子調達不能を告げ、鉛五貫目を差出す。　〈樋〉

※堀上村醍醐伝右ヱ門へ差紙、小関館へ出頭を命ず。　〈楠・三浦〉

・井之内村教蔵より、本須賀村干鰯商兵吉へ掛り、貸金返済を小関館に訴える。楠、兵吉を呼び出し、返済方申付ける。兵吉四十五両直ちに返済の請書を出して帰宅。

・楠、吟味所を設け、弓・鎗・鉄砲を飾り立て、張訴・捨訴を取上げる。

・押堀村藤右ヱ門親類の者出頭、夷人征伐武具用意金二百両と鉄棍要求、金百五十両と棍一本差出す　〈三浦〉

・押堀村、堀上村その他の村役人参り、とりこみ、井之内村教蔵・井関喜十郎来る。堀上村一件取扱方不埒の由。

二十四日

※堀上村伝右ヱ門・小関館に出頭、横浜表夷人誅伐武器用意金二百両要求、五十両差出す、外に米十五俵村内窮民重右ヱ門外二十五人へ救助として割渡す。　〈三浦・楠外八人〉

・井之内村藤兵ヱより本須賀村兵吉へ掛り貸金返済方を小関館へ願出る。兵吉を呼んで縛り、鉄棒で打擲、兵吉返済の請書を差出し、金三十八両二分、衣類で十八両、合計五十六両二分返済。　〈吟味方　沢田正三郎〉

・夜、伝右ヱ門を打擲のようす。

。川場村市東伊左ヱ門を呼寄せ、米百俵差出すよう要求、米五十俵、窮民へ救助の請書を出す。
〈楠〉
。川場村行川長左ヱ門方へ刀剣借受たき強談、長サ二尺五寸の刀一本、脇差一本奪取、村内窮民へ米三十俵施与を要求、請書差出す。
〈沢田正三郎〉
。高倉村定右ヱ門より村内貧民へ米金救助せし処、楠より賞状を送る。
・施米割渡のため、貧民喜悦、意趣遺恨の訴えあり小関屯所毎日大混雑。

二十五日
※・立木村、高橋民之助より、金百両、小関館へ持参。
・台方村刀剣職栄吉方へ刀三本持参、拵方申付、代金七両二分にきめ、手附金二両一分二朱を渡す。
〈大高泰助〉
・小関村組頭四郎右ヱ門方へ、夷人誅伐入用につき、武器差出しを要求、長刀一振差出す。
〈名　不知〉
・不動堂村農二百石地引網質屋佐久間東吉郎方へ悪党当家へ押借りの風聞あるため取締のため出張したと宿泊。※
〈首東大九郎・沢田三郎外四人〉

二十六日
・楠・三浦組下の同勢二十三人を引率し、下総国頃瑳郡八日市場村へ出張す、福善寺を強談で借請

・立木村より人参る由、同夜二十人ばかり、一同酒食し四ッ半時（十一時ごろ）一同引払い井之内村へ行く。八日市場辺へ引越すという由。
・一人も居らず。

け、真忠組義士旅館出張所を開設、山内額太郎正直を出張館の大将とし、組下の人数を置く。

二十七日

・※不動堂村佐久間東吉郎方へ首東・非関両名参り、先日止宿の節、音物を取たる悪説を受けたので小関館へ来たり申開きせよと強談、主人の代理として村組頭藤右ェ門、作次兵ェ、真亀村重右ェ門、左十郎の四人出頭する、吟味方へ入れて、左十郎を打郷軍用金千両差出すことを要求、片貝村名主極十郎、作田村名主半次より減少を願うも不聞、東吉郎の家族近村へ逃亡、下男専次のみ留守居。八日市場村窮民へ金五十両を救助する。村役人より貧民百九十三人へ割渡す。　〈摘〉

・山辺郡三門村百之助方へ使者をやり鑓一本差出させる。

・※茂原村役人、福善寺へ金百五十両持参　〈摘〉

・松之郷村兵左ェ門方へ、鉄砲一挺を差出さす。

〈山内額太郎より使者　名不知〉

二十八日

・宿村名主弥兵ェ方へ夷人誅伐武器入用のため、村内審司（高百石、酒、醤油業）方より、刀剣類差出を要求、刀二本・脇差一本・槍一本・弓二張を渡す。

〈山内・樋山・首東外三人〉

・香取郡大寺村徳兵ェ方へ村内百姓新左ェ門・四郎左ェ門・伝兵ェ・甚兵ェ鉄砲所持のもの差出し方要求　〈八日市場組の隊員　不明〉

・伊八出府、代官所へ出訴、二月中に帰宅。（伊八陳述書）

・昼時、樋山・首藤・非関来り酒食し、首藤・非関外出、不動堂村役人ら来り、隊員よりきびしく強談のようす。

・山内・斉藤一之助二人馬で八日市場より来り、昼飯後、不動堂の一同を引きつれ、八日市場へ行く。

二十九日。香取郡秋田村名主儀兵ヱ方へ、夷人征伐軍用金三百両要求、金二十五両を差出し、米四十俵施与することを約す。　〈楠・三浦外六人〉

※米五十二俵穀物商布施甚七、米三十三俵太物商古川惣左ヱ門、米十一俵小間物商柴田増右ヱ門、米九俵穀物商今井助左ヱ門　合計百五俵を東金町窮民平吉外二百九人へ救助として割渡す。米二十八俵二斗穀物商今井利右ヱ門より田間村窮民新八外五十六人へ救助として割渡す。一人に付米二斗ずつ。

・夕刻、樋山・首藤・斉藤三人来る、同夜止宿。

晦日

・前夜の三人、朝飯を食べ外出、一人も帰らず。

元治元年

正月元日

・真忠組楠・三浦小関館で新年の賀儀を行う。

二日

・屋形村質屋業組頭武兵ヱ方へ当座の入用金十両を要求、五両受領。

〈今泉定七・西郡五郎右ヱ門・中川為次郎〉

・匝瑳郡宮川村名主重郎右ヱ門方へ、攘夷入用のため、村内醤油造源七、荒物商重三郎二人へ軍用金五百両を要求金六十両米屋源七、金四十両椎名重三郎、合計百両差出す。〈大高・首東外三人〉

・家徳村刀剣商貞次郎、拵付脇差一本、代金三分で買い上げる。昨年十二月二十八日にも刀一本脇差二本五両で　〈山内〉

・刀一本・脇差一本・鉄鍔一枚代金五両二分で買取

・松戸某来り、一人で止宿。

・松戸某早朝帰る。

る。（昨年十二月五日）　〈大高〉
・東金町新宿竹口屋半兵ェ呉服店へ浪士折々買物に羽織・袴を注文、代金支払う。

三日
・隊習役、高宮幸助病死自宅へ引取、香典金一両をその際弓を差出すことを約す。※　〈楠　代理結城〉

四日
・井之内村荒物商斉藤松太郎方へ一泊強要宿泊　〈楠　外十一人〉
・井之内村呉服商斉藤東作方へ　一泊金二十七両を村内貧民百十七人へ救与　〈三浦外十二人〉
・井之内音兵ェ宅へ浪人一人連れ来り、医師に治療させる。名を森二之助という。

五日
・宿村市左ェ門方へ、村内質屋栄三郎後家なみ方の刀要求、刀一本、脇差二本差出させる。　〈佐久間清一郎〉
・暁七ッ時（四時ごろ）武射郡殿台村農質屋菜高百五十石余名主伊兵ェ方の表戸をたたき、家人を起こし、攘夷入用につき刀剣を要求、質物の刀、脇差三十本差出す。小関館に持参さす。※　〈大高・大木八郎外三人〉

六日

・両日とも一人も来らず。

・七ッ時、井之内村より大木・樋山・千葉・大高その外名前知らざる者六人、井関喜十郎病気のため、かごにのって帰り、合わせて十一人来る。

・三浦・楠・首藤・沢田・深田・桑田・宮嶋その外名前不明の十五人、井之内村より百五十人ほどで送って来る。送りの者はすぐ帰村。

七日。津辺村出張先に、殿台村伊兵ヱを呼ぶ、代理、菊地平之丞宅へ出頭、※軍用金と米三十俵窮民施与を申しつく。　〈千葉・大高・大木外五人〉

・成東村酒造家高八十石余大庄屋五郎右ヱ門方へ主人病床のため、手代喜兵ヱに軍用の刀剣を要求、鉄扇にて喜兵ヱを打擲、手鉾一本、刀四本、脇差十二本差出す　〈並木巳之五郎〉

・富口村質屋菜高九十石余名主伊十郎方へ、主人不在津辺村兵之丞旅館に出頭を申付ける。　〈千葉・大高・大木外五人〉

・津辺村高八十石名主道之助方へ撰夷武具用意金要求。同夜出頭（兵之丞宅へ）十両差出す。　〈千葉・大高・大木・並木外四人〉

・和田村醤油造高百石余名主椎名鮮二方へ、夷人征伐刀剣入用と要求、刀二本、脇差三本、小関旅館に差出す。　〈千葉　外七人〉

・白幡村名主松太郎、同村名主儀兵ヱ、同村醤油造勘左ヱ門に村方窮民へ米二百俵施与を要求して小関へ帰る。十二日、米五十俵持参、勘左ヱ門刀一本脇差二本差出す。　〈千葉　外七人〉

・白幡村浜方貧民二十八人へ金一朱ずつ渡すはず、（十九日の予定）が不実施。　〈楠・三浦〉

・粟生村市郎右ヱ門より同村長右ヱ門掛り地所一件を扱い、金五両をとり上げ、金三分を市郎右ヱ門に渡し、残金を差出さず。　〈西　郡〉

・凡そ浪人三十人ばかり止宿、「盛武神霊徳」と書いた木綿幟を木戸に立て置く。

。津辺村貧民治郎兵ヱ外四十人へ金十一両一分を救与。　〈楠〉

・本須賀村五右ヱ門・惣兵ヱの二人を小関旅館に呼び、自分下女はま逃去り、横浜辺にいる風聞ある故、尋ね方を依頼し、金五両を渡す※。　〈楠〉

。川場村市東伊右ヱ門より、村内貧民安右ヱ門外三十三人へ救助として米十七俵割渡す。　〈楠〉

・富田村光明寺へ、夷人誅伐の軍用金二百両要求、刀二本、薙刀一本、金十五両、米十俵を差出す。　〈千葉・大高　外六人〉

・富田村酒造業六百石大高善兵ヱ方へ、武器入用につき津辺村名主兵之丞旅宿へ持参を要求。　〈千葉　外七人〉

・菱沼村斉藤吉兵ヱ、醤油造土屋栄司の二人へ小関屯所へ飯米三十俵を要求、米十五俵吉兵ヱ、米六俵栄司より小関旅館へ送る。　〈名不知〉

・不動堂村佐久間家へ留守番の専次に刀剣差出しを要求、白鞘刀二本、白鞘脇差一本、拵付刀五本、拵付脇差十六本、鉄砲六挺、短筒一挺、鳶口十九本、竹槍七十本。　〈結城吉太郎　外一人〉

・殿台村名主伊兵ヱ代之者津辺村菊地兵之丞宅へ出頭、軍用金と米三十俵窮民救助を要求※。　〈千葉・大高・大木　外五人〉

八日

。北之幸谷村蔵右ヱ門方へ、村内身元の者申し合せ、貧民へ施米を要求、米二十九俵名主徳右ヱ門、

米三十二俵小川長右ェ門、米十二俵二斗高知尾文左ェ門、米十一俵二斗川島庄兵ェ、米五俵蔵右ェ門、米五俵市兵ェ合計九十五俵　村内貧民六十一人へ教助として割渡す。　〈楠・外一人〉

・武射田村久兵ェ方へ夷人食料の豚を飼育して横浜表へ売渡す段不届、豚のこらず拙者共旅館へ差出せと要求村内で豚飼育の者十一人で七十疋あり、豚八疋で勘弁、横浜表へは豚売渡禁止、豚飼育する者、作左ェ門・善太郎・伝左ェ門・平吉・三太夫・常吉・惣右ェ門・勘左ェ門・善兵ェ・治郎左ェ門・久兵ェの十一人なり、　〈千葉　外六人〉

・大沼田村伝右ェ門方へ、弓二張差出さす。　〈名　不知〉

・武射田村名主吉之丞方へ同村神主鈴木伊賀・百姓惣之丞・同徳右ェ門を呼び、武器要求、脇差一本惣之丞より、脇差一本徳右ェ門より、刀、脇差各一本鈴木伊賀より差出す。　〈並木〉

・島村名主惣助方へ、同村質屋業佐瀬朔之進を呼び、刀剣を要求、白鞘刀一本、脇差一本差出す。　〈並木〉

・成東村組頭元四郎方へ村役人一同を呼び、村内窮民へ金二十両教助とし遣わす。割渡を命ず。　〈千葉・大高・大木・並木・外四人〉

・本須賀村医師道賢方へ、小関への帰館の途中寄り・豚を切り食す、六日ごろより井之内村教蔵・音兵ェ出入りする。

横浜表出張の節同伴し、加盟を強要、病のため断わる。武器要求。手鎗一本、拵付刀一本、脇差一本差出す。　〈大高・大木・並木〉

・津辺村菊地兵之丞旅宿へ、日蓮宗東漸寺日良を呼び、軍用金二十両要求、差出す。　〈千葉〉

・富田村大高庄助方へ、軍用金として二十両要求、差出す。　〈千葉〉

・埴谷村農酒造家磯左ェ門方へ、攘夷入用につき刀剣を要求、拵付刀一本、刀三本、小閃へ持参。　〈並木〉

・市原郡小草畑村名主又右ェ門・同村弥三郎・同村弥市の三名方へ、押込の風聞があるため、井之内村斉藤教蔵に頼み、小閃旅館へ出頭する。三百両要求さる。金百両鳥海弥三郎・金三十両鳥海又右ェ門・金二十両弥市、合計百五十両差出す。

九日

・荒生村名主庄兵ェ方へ、組頭八郎兵ェを呼び出し、夷人征伐武器入用のため刀剣要求、鎗一本、薙刀一振差出す。　〈結城〉

・野中村貧民へ五両教与、同村名主源三郎外二人よりも米四俵源三郎・米二俵太左ェ門・米二俵長右ェ門より差出し、貧民勘兵ェ外八人へ割渡す。

・本須賀村五右ェ門・惣兵ェ、はま探しに出立。

十日

・片貝村質屋源蔵方へ、夷賊誅伐のため刀剣要求、

・九日までに人数一～二人ずつ加入のようす。

・この日はそのまま。

脇差四腰を差出す。　〈結城〉
・片只村治左ェ門方へ、刀剣差出し要求、刀二本差出す。　〈結城〉
。宮村窮民へ金五両救与、村内身元の者よりも施米を申しつける。米十四俵名主久左ェ門・米十二俵茂右ェ門・米九俵名主勝右ェ門・米四俵二斗新次郎・米四俵二斗専右ェ門・米二俵源兵ェ・米二俵平左ェ門・米二俵喜左ェ門合米五十俵宮村貧民二十七人へ割渡す。　〈楠〉
。本須賀村名主総右ェ門方へ、村内善右ェ門外五人で、軍用金五百両要求、一同、非之内村教蔵を頼み、金二百両にして、当金八十両六人で割当てる、金五十両網主酒造家善右ェ門・金八両権之丞・金六両政右ェ門・金六両甚蔵・金五両茂右ェ門・金五両庄太郎出金、この金村内窮民へ救助金三十五両、同村源六外二百五十四人へ割渡す。残金百二十両は正月二十九日を約したためそのまま。　〈楠外十二人〉
・※押堀村髙宮幸助方より弓一張・ゆがけ一・弦二かけ差出す。　〈甚助〉
・※殿台村伊兵ェ金百両小関へ持参。

十一日

。松之郷村居住本多太兵ェ方へ、それより名主太右ェ門方へ金三両二分救助のため、太右ェ門・四郎左ェ門二人よりも救助米を要求、金三両三分太右ェ門・米二十八俵土屋四郎左ェ門を差出す。これ

・三浦・千葉・大木・大髙その外六人ばかり茂原へ行くと称して出かける。

を村役人貧民二十七人へ割渡す。太右ェ門より白鞘刀一本進上。
○同村川島平兵ェより米三十九俵を窮民三十九人へ施与、
○同村名主五兵ェより米十二俵を窮民十五人へ救与。　〈三浦〉
・台方村太郎左ェ門、孫左ェ門に名主差派、小関旅館への出頭申しつける。軍用として刀剣を要求、柴太郎左ェ門刀一本、孫左ェ門刀、鎗各一本差出す。　〈樋山・宮島〉
・片貝村勘左ェ門・伝六方へ金三両を要求、勘左ェ門金一両二分、伝六一両二分を差出す。　〈楠の使者・名不知〉
○殿台村名主土屋伊兵ェより救助米三十俵を村内貧民勇吉外十三人へ割渡す。〈真忠組浪士差図〉
○早船村百姓平左ェ門外四十四人へ金七両救助、村役人割渡す。　〈楠〉
○富田村光明寺より、貧民へ救助金十五両と米十俵を村内窮民六十二人へ割渡す。　〈真忠組浪士差図〉

十二日
※・家之子村名主市郎左ェ門・五木田村儀兵ェに小関旅館出頭申付ける。　〈楠〉
○三浦名村名主治助・孫左ェ門・権右ェ門・兵一郎四人は真忠組浪士の押来る風聞を聞き、あらかじめ村内窮民十名へ米一俵ずつ救与、楠・寄特とし・樋山・井関・その他名前不明のもの三人、今泉村辺にでかけたようす。夜帰る。
・菱沼村より米十八俵送り届けてくる。

て四人へ金二分ずつ酒代として渡す。　〈楠〉

・長柄郡牛込村網主酒造家名主長五郎方へ、割元名主九郎兵ェを呼び、牛込・八斗・日当の三ケ村窮民へ金五両救与のため、九郎兵ェに米二百俵要求、百三十俵を正月二十日までにとの請書を差出す。其節金五両も約す、そのままとなる。

〈三浦・千葉・大高　外十三人〉

・四天木村貧民七十五人へ浪士より金五両救与、村役人割渡。

・武射郡蕪木村名主久兵ェ方へ、武器不足につき刀剣要求、大刀一本鎖帷込一領、小関へ持参。

〈楠　組下の者〉

十三日

・※家之子村市郎左ェ門・五木田村儀兵ェに軍用金五十両ずつ要求、両人二十五両ずつの請書を差出し、二十五日まで日延べそのままとなる。

〈楠〉

・小沼田村名主権兵ェ外一人より鎗二本を差出す。

〈名前　不知〉

・北幸谷村五郎兵ェ方へ軍用金二十五両要求、金十両と上田縞袴一枚、太織縞袴一枚差出す。

〈片海〉

・※松之郷村弥十郎・五兵ェ・吉平三人を案内として津辺村東漸寺へ押込み、同寺同居日良弟子儀正の二人を捕捕、所持の衣類と書類を封印、馬につけ

・片貝村で恒例の農具市のため浪人間違いを恐れて禁足のため一人も外出せず。

て小関旅館へ引立てる。途中で疋田宇一郎死亡※。
〈疋田・佐藤　外二人〉

・横地村医師章確を小関旅館へ呼び、楠と同姓のため金一両酒代として渡す。　〈楠〉

十四日

※・東漸寺日良吟味所へ入れて、松之郷本松寺檀家惣代五兵ェ外十三人より貸金返済の願あるにより二十五両差出す示談成立、五日間の延期のため、そのまま、

・疋田宇一郎は東金町のため死体の処置について町中騒ぎとなる。宇一郎の両親小関へ出頭、協議の上、二百五十石侍の格式として小関村寺院へ埋葬※。

・今泉村農高三百石余網主酒造家上代徳三郎方へ乗馬馬具要求、乗馬馬具貸渡す。十七日昼頃馬のみ帰る。　〈井関〉

十五日

・大沼田村名主四郎右ェ門方へ、先年中用達た金子返済を井関先年中今泉村三右ェ門明き家借受け新之助と称する時、取引はあっても借用金なきも、金五両を渡す。　〈樋山・井関　外三人〉

・片貝村治左ェ門方へ親子二人を縛り小関へ引立※る。その際鎗一本を持ち帰る。
〈浪士　十八人〉

・香取郡飯塚村喜兵ェ・好蔵方へ軍用金要求、金二両差出す（夜）　〈鎌形〉

・桑田・佐藤その外三人ばかり、名前不明のもの、津辺村辺に用事ある由で出立。

・夜、出先で東金生れの友吉という者頓死し、かごにのせ持ち帰る。

・右死人を浪人よりかけ合い、小関村妙覚寺に葬る。

・匝瑳郡井戸野村名主治郎左ヱ門方へ、金三分うけとる。
・海上郡足川村網主市右ヱ門方へ、小遣不足で金二分うけとる。　〈橋本権之丞〉
・茂原村窮民二百六人へ救与金五十両、外に二両一朱妙光寺領の貧民三十一人へ救助として割渡す。　〈三浦〉
・本須賀村成川茂右ヱ門酒一樽、楠へ進上。

十六日

※・片貝村、治左ヱ門父子、小関館にて沢田に浪士討伐の風聞につき打擲、貧民へ米五十俵施与を申し付けられる。米二十五俵差出すことを約して帰宅。
・楠、相撲の回しを求めるため、片貝村甚助に、同村苦助を頼み、金二十一両を預ける。
・香取郡小川村高百三十石酒造家名主四郎兵ヱ・同村吉兵ヱ二人方へ、刀剣差出しを要求、威嚇のため発砲、四郎兵ヱより刀一本、脇差一本、鎗一本、斎口一本を吉兵ヱ、鎗一本差出す。
〈山内・広瀬・片海・遠藤政吉・大網・増田〉
・匝瑳郡春海村茂兵ヱ・忠右ヱ門両名方へ武器要求、茂兵ヱより、脇差二本、忠右ヱ門弓一張を差出す。　〈広瀬　外十人〉
・春海村儀兵ヱ方へ、刀剣要求、無いため、机上の書籍玉篇字引き一巻・岳忠武王集一巻持ちきたる。　〈山内　組下十一人〉
・大勢そろって武器を持ち、家を廻りあるき、夜、鉄砲を夜明けまで打ちつづける。三十人余止宿。

・片貝村庄兵衛捕捕訴あるにつき、貧民へ米百俵・金五十両施与を要求、十七日を約し、そのまま、
〈楠外〉

十七日

・香取郡飯塚村名主与右ヱ門方へ早朝、軍用金要求、金四両とる。
・内山村吉兵ヱ・八郎右ヱ門へも要求、吉兵ヱより銭一貫五百文・八郎右ヱ門より金一分二朱と銭八百文差出さす。
〈鍬形〉
・埴生郡上永吉村千葉弥次馬方へ早朝、夷人征伐の軍用金二百両・米百俵要求、二十日までに茂原館へ持参の請書を出す。折柄、商人風の者一人来て千葉源次郎と話し、あわてて一同立去る。
〈茂原組・千葉・大高・大木　外五人〉

・家中のもののまだ起きないうち、大筒の音にあわて驚きかけ出し、その後一切わからない。

まず、前表によれば、最初に行動を起こしたのが、一八六三年（文久三）一一月二四日、八日市場村の名主土屋信太郎方へ軍用金として五百両借用を要求したことから始まっている。同人宅へ出向いた者は三浦帯刀と遠藤辰五郎（樋山小四郎）の両名であり、楠は直接加わっていない。

この一一月二四日の時点では、大事決行の準備は着々と続けられていたと思われるが、三浦は名主平右衛門宅にお預けの身であり、楠もまだ大村屋へは来ていない。三浦と同行した樋山は水戸浪人であるところから、道具屋宇兵ヱらとともに楠と気脈を通じ合って当座の資金を入手するための行動であったと思われる。名主信太郎が、五百両を百両に減額を乞い、村内の富商（米穀・質屋・醸造・呉服・太物商など）七名に割り当

て調達し、一二月一三日に小関大村屋に届けているのによって証明できる。

この時、三浦らが借用の理由としてあげた口上の中に、「今般有志百八拾七人撰夷申合せしも、武器不足なるにより……」と述べているが、この数は、ある程度この裏付になる盟約から割り出されたものに読みとみる。

さらに傍線の理由は、その後一貫して変らず常用手段としてとられている。

さて、三浦が、八日市場村名主信太郎へ金子の届先を言い渡さずにもどることはない。とすれば、すでに楠や三浦ら幹部の胸中には小関新開大村屋を当分の本拠と定める青写真ができあがっていたと見られる。案の定、一二月九日、午後二時ごろ、道具屋宇兵衛（大高泰輔）と樋山小四郎の二人が、さりげなく行商人らしく止宿している。ことに宇兵衛は道具屋の荷物まで持参して擬装している。

既成事実をつくり、申し合わせた期日の到来を待つために、二人は忙しかった。翌一〇日は、樋山が、一人で大村屋を出て、大高が残り、近所へ行くと称して出た樋山は、夜八時ごろ、遠藤辰五郎・斉藤市之助と名前不明の三人を伴って帰り、その晩は泊った。この日、樋山はかねてから内意のあった二人を隊員として迎え入れるために日を費したのであろう。

翌一一日は、大高から長逗留の言い訳をしている。近所で間違いをしでかしたため、現在掛け合い中である。そのため、もう四～五日滞在する。といって、樋山を含めた四人は、昼夜出入りが頻繁であった。

一二日には、いよいよ楠音次郎が到着する。大小を帯び、供一人を連れて堂々と登場する。音次郎の目には大村屋の経営の主体が名主伊八の手にあることは察知していたのだろう、早速、伊八に面談を申し入れた

が、あいにくかれは武射田村名主宅へ出向いていたため帰宅を待つこととなった。

一三日、この日伊八が帰宅するや、音次郎は早速面談し、その計画を明かし強談を迫った。この時の楠の口上が

「……兼ねて聞き及び罷り在る我等真忠組義士にて、攘夷のため横浜へ近々出張り致候に付き、この処にて同志のもの待ち合わせ候間、右別坐敷借り請けたく……」

である。伊八は

「……如何とも不審に存じ、□□改め候えども、遂ってに申し候えば、手荒の所業にも及ぶべき様子につき、拠ろなく貸し渡し候……」

とその強請に応じたとのべている。

さつは、実際に客扱いの当時者であってみれば、その立場から次のようにことわっている。

「…手少な故、大勢の仕出し差し支えがち、なお又、召使いのものども不調法のものにて、不（無）礼などこれ有り候ては恐れ入り候……」

と再三断ったが、同道の者とこの場所にしめし合わせているので変更は許されないと強制されたと述べている。

ここで、楠らの借り受けた別座敷とは、大村屋に八州廻りやその手代、さらには代官等の廻村の際の専用のへやであったようである。

こうして、この日から、先着の四人も合流して、木戸口には「真忠組旅館」と張紙し、公然と弓鉄砲を飾

り立て、木戸口を明けて同志の来るのを待っているようすであり、午後二時ごろには、千葉源次郎・大木八郎は大小を帯びて、深田清は長脇差姿で到着。日暮れまで用談して三人は帰った。

実録に従うならば、この日、約束の八日市場からの百両がついたはずだから、千葉らもいくばくかの闘争資金を懐にして出たと思われる。こうした事情から、真忠組が大村屋で公然とその旗印を掲げた日はこの一二月一三日であるといえよう。

一四日は、当初の人数が投宿を続けているのみで別に変わったことがなかったようであるが、一五日には、三浦帯刀が初めて大村屋に登場する。前掲の文書でも、名主平右衛門宅を出奔したのがこの日の朝であることと照らしても一致している。楠・三浦の両指導者が、ここ大村屋にそろったこの日から、一六・一七日と密議をこらしていたせいか、隊員の行動にも特に活発な動きを示していない。嵐の前の静けさに似て無気味である。実録では一四日～一七日の間は全く空白である。下段の「口書」では、隣村田中荒生の村役人が呼び出され、楠らに叱られたとあるが、その内容はさだかでない。金品を強要されて断わったことによるためか、または小関村との出入がもとなのか、いずれにしても真忠組の意に逆ったため呼び出され、叱られたのではないかと思う。また、この日、しばしばこの後楠に合いに来る井之内村教蔵なる者が訪れている。これは後日一件として展開するが、

一七日も、一～二人づれで、たえず出入りするだけで、人数に異動はなかったとある。

一八日には、俄に事がもち上がる。それは村内の地引網々主の平山庄吉郎方に商用のため止宿中の麻屋（地引網の原料として麻糸の需要が高く、その多くは、栃木県鹿沼地方産のものが使われていた）、下野国都賀郡長畑

村の惣左衛門に、村内の窮民に施すために金千両借用したいと、楠音次郎が要求した。惣左衛門は他出していたらしく同行していた伴の惣三郎が大村屋に連行され、強請された結果、惣左衛門は商売のためもっていた手持の麻糸百五十三梱を金九百両に見積って差し出すことに応じた。

これを音次郎は、百姓百九十人に割渡して施した。これが真忠組の貧民救済の最初である。一九日から二〇日とこの施しは行われた様子である。

一九日にはこの外に、樋山小四郎・山内額太郎の両名は、遠く足を長生郡方面に延ばし、立木村（現在茂原市内）の大庄屋高橋民之助方へおもむき二百両を（当日は諸書（約束書）のみ）、茂原村月番、太七方で三百両を（これも後日を約す）と軍用金の名目で強制的に借金を申し込み、ともに後日、大村屋と八日市場の福善寺へ持参させている。

いま、いちいちその時々の様子を詳述できないので、茂原村の例を参考に掲げると、まず、山内・樋山の両名は太七方へ出向き、拙者共は小関村新開屯所楠音次郎正光・三浦帯刀の使者と名のり、今般横浜表夷人打払武器手当金三百両借請度旨強談に及び、次のような書状を差出した。

我等とも報国忠義のための必死を究め、夷賊を討つ事を旨とす。その刻困民をも救ひ度く、併しながら無禄の拙者共故、武具用意金に差し支え、就いては、当村富豪もこれ有るにつき、五、七軒にて申し合わせ、金三百両借用致し度く、此段厚く頼み入り候。散帆（夷人退散し攘夷成功）の上は無利足にて相違無く返金致すべく候、執達仍って件の如し。

文久三亥年十二月十九日

上総国山辺郡小関村新開旅宿

総州浪士同役　三浦帯刀

野州浪士厄総世話方　楠　音次郎

三百両は大金であるし、拒絶すればどんな難儀がかかるやも知れず、組合村々へ回文を出し、協議の上、当座百五十両を渡し、残金は来年正月二十一日を約し、一二月二六日小関へ持参したが、福善寺へ出かけた後なので二七日、そこへでかけて楠に渡した。その際いつもそうだが、音次郎はきまって請取書を渡している。この時のものは、

覚

一金百五拾両也

右者、報国武具用意金として、書面の通り借用候也、爽喊散帆の後は無利足にて相違なく返済致すべく、後証のため仍って件の如し。

文久三亥年十二月二十七日

三浦帯刀有国　花押

楠　音次郎　正光　花押

弐拾六ヶ村代

茂原村役人中

とある。

二二日には、楠・三浦・首東ら八人が、東金方面にデモンストレーションを展開している。この時の楠の

一行の様子を「実録」が、リアルに伝えているのでしばらく引用してみたい。

大将楠音次郎は菊水の紋を白羅紗にて縫込だる黒天鵞絨の割羽織を着用して緞子の野袴を付、大小を佩び軍扇を携へ威儀容々として居る。続いて三浦帯刀は黒地へ三ツ引楠紋付の割羽織、緞子の袴にて佩刀を致して立派なる出て立なり。同勢も羽織袴着用、袴は小倉白地の縞で綺麗なり。銘々大小刀を帯し、弓、鎗、鉄砲を携へ、暴勢を振って居る。町内は寂寞として皆な驚き慎んで見ておる。総て浪士の所業は理非に拘わらず、稍もすると出陣の血祭にすると云乱妨の所為なるにより、是を恐れざる者は壱人もなし、実に浪士を恐るる事鬼神の如し。

東金の目抜きの通りを、隊伍を組んで闊歩するさまは、町民の脳裏に鮮烈な印象をやきつけるにかなり効果的であったと思われる。

前日の二一日夜、台方村名主戸村治左衛門宅に宿泊した楠らの一行は、この日上宿の米良嘉平治宅へ立寄り、五人の米穀商を呼び寄せ、米の買集めによる米価つり上げを不埒と叱り、その代償として窮民に米を施すことを要求、一同は請書を出してその場はおさまった。

二一日から二二日にかけて、所期の目的を達した楠らは二二日夜は大村屋に帰っている。もっとも、別働隊の樋山・山内らは二一日に馬で帰っている。

帰館後、楠・三浦は両名の名で寄場村々へ宛てた例の触書を書き送っている。長文のものだが、真忠組を語るには欠くことのできない史料なので次に全文を掲載したい（「実録」に所収のもの）。

書き付けを以って申し触れ候

抑、我等儀は報国赤心（まごころ）同盟の義士にて、国家のために身命を投じ、万民困窮を免れしめんの外他事なく、

その旨趣は、嘉永年間（一八四八～五三）夷船（外国船）来舶し、陽に（おもてむき）和親を説き、陰に（かげにまわって）国郡（日本の国）を併呑（占領）せむことを工み（計画し）貿易を名として（名目にして）、これ（日本）を威すに数国を以ってし（事実は各国ばらばらだが、条約などは同じ条約なので）この時既に御打攘の御廟算（攘夷令の実行の可能性）これ有りと雖も、治平連綿（うち続く太平の世）たる時節、武備御手薄（貧弱）につき、仮りに定約を結び、その内武を講じ戦さを習いし上、御攘夷ならるべくこれある御趣意故、右接戦（戦いをまじえる）の節は、我輩聊か微忠の志（いささかなりとも忠義の心）を尽さむと同盟相結び罷り在り候処、兎角御手延（のびのび）にのみ相成り候につき、夷賊（外国人）は愚民姦商（おろかな民や欲のふかい商人）を惑し、利を以って誘い（もうけばなしをもちかけ）、皇州（日本）日々有用の財（日常生活必需品、ことに茶・生糸などが当時おもな輸出品であった）を奪い、夷国無用の品物（外国でいらない品物）を高価に販ぐ（売りさばく）。国民の困窮（苦しみ）内患（国内での心配ごと）の生するも知らざるゆえ、国政を相傾くる（国政を左右する）重任の官（重臣）、昨路に魂を奪われ、下民の苦しみをも察せざるにつき、忠義の武士は役のために命を落とし、恥を知るの輩は作り病い（仮病をつかい）して役を辞す。ここにおいて、国司大名は、自国防禦（自分の領地を守る）を専一として帰国せしより、御公儀様（朝廷）愈々御手薄に相成り候につき、慨慨の士（時世をいきどおりなげく者）国々に党を結び、何組何組と称し邪教を正し、皇国の汚辱（はずかしめ）を一洗（一掃）せん事を希いしところ、江府（江戸）斬奸組（清川八郎の率いる一党・文久三年二月結成）水戸組の名を偽り、在町へ押し入り、強盗をなすの悪党ども立ち廻り、人民を斬倒する（きりたおす）より人気自然と騒ぎ立て候間、農民は米穀を囲い、市人は金銀を貯えておのずから融通相滞り（金銭商品の流通が停滞して）、貧人は益々貧に困しみ、実に兄弟離散し、父子凍餓（こごえ・うえる）する時尤も近し、我が同盟の輩は身命を公儀へ差し上げ奉り、夷賊を討って皇国災いの根本を立んとする。然るに先に申す悪党ども先だって災いをなし、我輩は勿論、民に災いを下すに同じ。然らばまず門立に是等の盗賊を討って民の患を除き申すべき所存なり。若し右様の悪党、覆滅士と

成り、金銀等借り受け度しとの者これ有るにおいてはその者留め置き、我等方へ知らせ申すべく、能々真疑を承わり糺し、江戸両組の頭分へ問い合わせ、宿在々雖渋に相成らざるよう取り斗らい方致すべく候間、此段承知致すべきこと。

右の書面寄場村々へ写し置き、本紙末に継紙を致し、次寄場へ刻付を以って順達致すべき者也。但し、寄場村より写を以て、組合村々へ早々触れ出し、小前（小作人）末々まで洩れざるよう村役人より申しつくべく候。以上。

文久三亥（一八六三）年十二月

公朝之浪人　真忠武士

松本熊太郎組　房総支配

三　浦　帯　刀　有国　花押

同役世話方

楠　音次郎　正光　花押

九十九里小関村新開旅館

成東村始大小惣代中

東金町　大小惣代中

まず、みずから報国赤心同盟の義士であると、立場を明らかにし、その行動を正当づけ、やむにやまれず攘夷を実行するものであり、ここでは朝廷に一臂の力を尽くしたいとする点では、尊王論と同じ起点から出発している。

また、開港後のインフレが、下級武士だけでなく、ひろく民衆の生活まで危機に陥れているといった現状

分析の認識がなされ、ただ単なる狂信的な物盗り同然の集団でないことを宣言している。当時こうした浪士たちの主導する尊王、攘夷の結社が、関東だけでもいくつか存在した形跡があり、前述の触書などに見られる署名に、…組、房総支配などの書き方から、真忠組がそれらと連携があったのではないか、と見る見方もあるが、さだかではない。

みずからが、金品を強要しておいて、浪士の取締りに力を貸すというのも考えれば筋が通らない話である。しかし、富農・富商から強制的に金品・武器を差し出させたには違いないが（写図参照）、在方の貧窮な農民たちの救済という施与を実施したことは、単なる神がかり的なこの時期の殺人集団・物盗り党とは一線を画してよいのではあるまいか。

次の表Ⅲは、真忠組が活動を開始した文久三年の一二月から翌年の一月、壊滅するまでの、わずか一か月間の貧民救与の一覧である。

いま、その全貌を総べてみると、件数、約三〇件、提供者四二名、外に真忠組の楠・三浦の手から直接施されたものが九件ある。救与された窮民数（人数が明記されたもののみ）一、六七五人、施された金が一、一二五両三分、与えられた米八四三俵二斗に上っている。施与された人数は人数が明記されない村が外に五か村あるので、実数は二、〇〇〇人を越すと思われる。

以上は、真忠組の強要によってなされた貧民救済であったが、中には、近隣の風聞を察知して、その要請を待たず、自主的に金と米とを施した二、三の例も見られる（高倉村・三浦名村）。

ことに、表Ⅲに見るとおり、名主・富商・富農に提供させた金穀がほとんどすべてといってよいほど、そ

表114　真忠組施与関係

年月日	住所	職業・地位	金穀提供者	金（両・分）	米（俵）	救与・施与割渡の対象
文久三一二・一八	下野国都賀郡長畑村	麻商	惣左ヱ門		麻一五三梱	小関村貧民　一九〇人
二二	上総国山辺郡薄島村	名主与平治				薄島村貧民　三二人
〃	同	組頭紋太郎			二九	
二四	堀上村		伝右ヱ門		一五	堀上村窮民　二六人
〃	川場村		市東伊左ヱ門		五〇	川場村窮民
〃	同		行川長左ヱ門	一軒につき一・〇	三〇	同
〃	高倉村		定右ヱ門		二	高倉村貧民
二七	下総国匝瑳郡八日市場村		（真忠組　楠）	五〇・〇		八日市場村窮民一九三人
二九	香取郡秋田村	名主	儀兵ヱ		四〇	秋田村窮民
〃	上総国山辺郡東金町	穀物商	布施甚七		五二	東金町窮民　二一〇人
〃	同	太物商	古川惣左ヱ門		三三	
〃	同	小間物商	柴田増右ヱ門		一一	
〃	同	穀物商	今井助左ヱ門		九	
〃	田間村	同	今井利右ヱ門		二八・五	田間村窮民　五七人
元治元一・四	上総国武射郡井之内村		（真忠組　三浦）	二七・〇		井之内村貧民　一一七人
七	殿台村		伊兵ヱ		三〇・	殿台村窮民　一四人
〃	津辺村		（真忠組　楠）	一一・一		津辺村貧民　四一人
〃	同		源兵ヱ		二・	
〃	同		平左ヱ門		二・	
〃	同		喜左ヱ門		二・	
〃	武射郡本須賀村		（真忠組　楠）	三五・		本須賀村窮民　二五五人

一一	同	山辺郡	松之郷村	太右ェ門	三・五
〃	同			土屋四郎左ェ門	二八
〃	同			川島平兵ェ	三九
〃	同			五兵ェ	一二
〃	同	武射郡	早船村	（真忠組　楠）	七
〃	同		富田村	光明寺	一五・
一二	同	山辺郡	三浦名村	治助	一〇
〃	同			孫左ェ門	一〇
〃	同			櫨右ェ門	
〃	同			兵一郎	
一五	同	長柄郡	茂原村	（真忠組　三浦）	五〇・
〃	同			（　同　）	二・〇
〃	同	山辺郡	川場村	市東伊右ェ門	一七
八			北之幸谷村	蔵右ェ門	五
〃	同			徳右ェ門	二九
〃	同			小川長右ェ門	三二
〃	同			高知尾文左ェ門	一二・五
〃	同			川島庄兵ェ	一一・五
〃	同			市兵ェ	五
〃	同	武射郡	成東村	元四郎	二〇・
九		山辺郡	中野村	（真忠組　浪士）	五・
〃	同			源三郎	四
〃	同			太左ェ門	二
〃	同			長右ェ門	二
一〇	同	宮村		（真忠組　楠）	五・

松之郷村貧民	二七人
松之郷村窮民	三九人
松之郷村窮民	一五人
早船村百姓	四五人
富田村窮民	六二人
三浦名村窮民	一〇人
茂原村窮民	二〇六人
同村妙光寺領貧民	三一人
川場村貧民	三四人
北之幸谷村貧民	六一人
成東村窮民	
中野村貧民	九人

一〇	山辺郡宮村名主	久左ヱ門		一四	宮村貧民　二七人
〃	同	茂右ヱ門		一二	
〃	同	勝右ヱ門		九	
〃	同	新次郎		四・五	
〃	同	専右ヱ門		四・五	

の村の貧窮民に割り渡されている。本来、村の指導的な立場になんらかの意味で立たされていたこれら提供者にとっては、おのれのみすぎの乱れからとのみ言えない眼の前の貧しい村人を救うことによって、共同体としての村における自分の立場が意識させられたといえまいか。高倉村の定右衛門や三補名村の名主治助外三人のとった行動の意識のうらには、ただ恐怖や迷惑の気持ちだけではなかったと思う。

表Ⅲで注目すべき点に、楠・三浦らが直接の提供者になっている点である。自分が無一文で、他から強要した金穀で提供者とはなにごとだという見方もたしかに考えられる。しかし、勤王の志士と称した諸藩を脱藩した浪士たちが、世直しの大義名分を口に唱え、軍資金と銘うって豪商・富農から強要した金を全く、紅燈狭斜の巷の遊興費に使って、なおも憂国の志士と豪語したふるまいと比べてみれば両者の考えに大きな差があることがいえるだろう。

さて、楠らが施与した地域をみると、八日市場・井之内・津辺・中野・宮・本須賀・早船・茂原の八か村にわたっている。この中に後に活動の根拠になった八日市場と茂原が入っているのは、P・Rをかねて人心をとらえる手だてとして当然であったろう。小関の場合は麻屋惣左衛門が代行させられた。他はこれといって理由を求めるのに困難だが、真忠組が中途で挫折したので、なんともいえないが、楠らの頭には恐らくよ

り広汎な施与の計画があって、地縁的とか隊員のつながりなどで、先後がつけられたものだろう。

さて、隊員の行動にもどって、二二日に触書を出した楠・三浦は、翌二三日は小関にいたまま、書状で関係者を呼び出したり、隊員を代理で遣わすなどの方法で、金穀の提供や各村窮民への施与を要求している。二四日までで変わったことといえば、二三日に、大村屋内に「吟味所」（裁判所）を設け、武器を飾り立て、張訴（本来は役所の門などに張りつけて訴えること）・捨訴（評定所の門などに置いてうったえる書状）を取り上げることにした。いわば庶民の側に立った民事裁判ともいえるであろう。これにより、楠らは、その訴えを通して、この地域の住民の願いや複雑な利害関係や社会の矛盾などに認識の目を豊かにしていった。

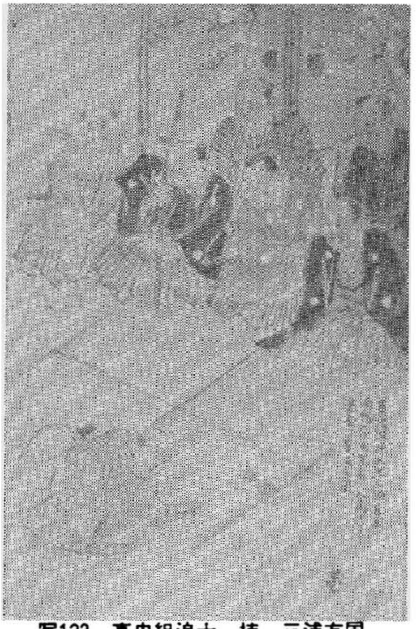

写123　真忠組浪士、楠、三浦有国の人民より米金を奪取の図

ところで、この吟味所は貸借関係精算督促のしごとも扱った形跡がある。さきに楠らが二一日夜泊った台方村名主戸村治左衛門も同村百姓文吉に貸した十五両の金の督促を依頼したのがきっかけで、同志の中に加わったものである。

その後、二三日には井之内村斉藤教蔵や同村藤兵衛（二四日）が、本須賀村兵吉に対する貸金催促を依頼している。

このころまでは、茂原方面を除いて、その行動範囲がほぼ東金周辺に限られて

いたところから、さらに広範囲に活動するために分所を必要としたためであろう。一二月二五日の一一時ごろ、約二〇人ばかりいた隊員は井之内から八日市場辺へ引越すと大村屋の家人には言い置いて出発した。この晩は井之内へ泊ったと思われる。

二六日の項には、「楠・三浦、同勢二十三人を引率し、八日市場村の福善寺へ出向き、住僧に、義士旅館出張所に借りたいと強談、承諾させる。山内額太郎正直をこの組の大将とし、組下の人数をおく。」とある。これが機縁で、匝瑳・香取・海上の地域からの入隊者もふえ、その行動も日録に見る通り、にわかに活発となる。

真忠組一同の出発を見送った大村屋では、安堵の胸をなでおろしたであろう。「翌二六日には一人も隊員はいなかった。」と記している。

主人伊八は、二七日、江戸に出立、支配代官である今川要作の役所に恐れながらと訴えている。伊八はそのまま江戸に病気療養と称して滞在を続け、一味が逮捕されてから翌年二月に帰宅し、東金の評定所に出頭している。

一方、八日市場に分所を構えた楠らの行動は、二七日から年を越して正月の五日の晩までは小関には帰らず、この間は香取・匝瑳・武射の各郡で活動している。

ただし、樋山・首東・井関・斉藤らは、不動堂や宿村で活動し、大村屋へは、二七日～二九日まで止宿して、楠とは別働の形跡が明らかである。これも大晦日の朝、本隊と合流するためか、出立している。

明けて元旦は、松戸某と名告る者（恐らく松之郷村の松戸初太郎であろう。入隊を希望してきたのかも知れない）

が一人とまっただけで、まったく記録がない。前述のとおり、新年の賀儀は福禅寺と見るのが妥当のようだ。

この時、音次郎は和歌と漢詩（七言絶句）を各一首詠んでその感懐を述べている。

飛びわたる鶴の一声静やかににくまぬ
ものににくまるる身は

上の句では、自分の一声で、いままで多くの宮めるる者が従ってきた。「鶴の一声」として得意な心境がうかがわれる。しかし、下の句ではそのために（自分がほんとうに憎んでいるのは、爽人であり、貧吏なのだが）、金穀を提供してくれた人々からは、嫌われ憎まれていることだろう。自分の苦しい心情を察してほしい。といったように解せる。

次に漢詩をあげる。

虚々実々不レ争レ功　虚々実々功ヲ争ハズ
真忠義士頗義勇　真忠ノ義士頗ル義勇ナリ
一夜忽驚千里軍　一夜忽チ驚ク千里ノ軍
誠忠吹起太平風　誠忠吹キ起ス太平ノ風

たたかいは、敵の備えのすきをつき、備えの完全なところは避けるのが常道で、その成果を争い合うべきではない。わが配下の真忠組の義士たちは、いま正義のために戦わんとする勇気が全員にみなぎっている。昨夜、わたしは、爽人たちが大軍をわが国にさし向けてきた夢を見て驚いて目が覚めた。国を守ろうとする邪

心のない心で早くこの世を太平無事な世にしたいものだと感じている。

元日に当たって、己の心境を詩歌に託すことは、古来武人の嗜みである。ところで、この漢詩は、先年「真忠組鎮魂碑」建立の際、音次郎の作として表面に掲げるに先だって、筆者は意見を求められ、あまり詩としては上作とはいえないことを述べたことがあるが、文学碑ではないのでその後今日に至った。

というのは、筆者の乏しい知識から見ても、詩の体をなさないとしかいえない。平仄の合わないことはさておき、韻が合っていない。「文事ある者は武備あり」と言うが、「好漢惜しむらくは詩を知らず。」というのは酷評だろうか。

閑話休題、正月三～四日と大村屋には一人も止宿するものがなかったが、五日の夕方から再び出入りがしげくなり、六日には、楠・三浦らの主流が帰ってくる。隊員十五人を送って、井之内村から百五十人ほどついてきたとあるが、一種の示威行進としか見られない。この見送りの者はすぐ帰村したとあるので、七日には、宿泊の隊員約三十人と記してあり、大村屋の木戸に「盛武神霊徳」と大きくかいた木綿の幟を立てた。（「盛んなり武神の霊徳」と読むのだろうか）。

これとともに活動の地域がまた山武郡内に向けられたもののようであり、津辺村の兵之丞宅が臨時の屯所のように使われ、千葉・大高に大木・並木が地理に明かるいせいか加わっている。日録でもわかるように、七日の件数が一日で十五件もあり、この期間中のピークを示している。

八日の記録中に、当時の農業経営上、興味をひくものがある。明治以前に養豚が行なわれていた事実がわかる。武射田村百姓久兵衛外十名が横浜に居住する外国人の食用として豚を飼っていたと言うことである。

十一人で七十八頭飼われていたというが、米の単作地帯のこの郷土でこうした養豚の事実があるということは、幕府の相次ぐ農作物の制限令にも限らず、商品経済の波が地方に波及していることを物語っている。豚八頭を差出して、横浜へは売らぬことを約束させられている。八頭の豚はこの日の隊員の食膳にのせられている。

この日、大高らは成東からの帰途本須賀村の医師道賢宅をたずね、真忠組に加盟を要請したが、病いのため断わった、とある。実録中には、伝えられる藤代昌琢に対する要請が出て来ないが、恐らくこの時期になされたのかもしれない。

さらにこの日、市原郡小草畑村（のちの平三村、現在市原市）の名主又右衛門三人は、近日真忠組がくるという風聞を耳にして、事前に意を通じようと、井之内村の斉藤教蔵を介して小関の屯所に出頭し、三人で合計百五十両差出している。この風聞は、教蔵とどうも関わりがあるように思える。井之内村の教蔵と音兵衛とは、口コミでうわさを伝える情報屋の仕事を分担していたようにも思える。

ともかく、市原の養老川上流の山村にまで・真忠組の名が知れ渡っていたといえる。

数は少ないが、加盟を申し込む者が増加しているようだ。

一月一一日、三浦・千葉・大木・大高とその外六人ばかり茂原へ行くといって出かけた。とあって、その後、この面々の活動の場が長生郡地方に移ったことと照合して、この日は、茂原妙光寺内塔頭東光院を出張所とする三浦らの茂原隊が出立したといえる。

こうして、真忠組の行動は、この日以後、大村屋を本拠とする楠らの主力、福善寺に屯所を構えた樋山・

山内の支隊。さらに三浦を大将とする茂原隊と三方面に、いままでより一層その行動範囲が拡大されたことになる。

一四日には隊員疋田宇一郎が津辺村からの帰途頓死し、楠らはこれを二百五十石格の武士として葬い、妙覚寺にかけ合い一五日に寺内に埋葬している。

図199　東金評定所出頭人の地域分布

一六日の記事に、片貝村治左衛門父子が、小関に呼ばれ、真忠組討伐を内密に企てた風聞があると沢田に鉄扇でうちすえられ、貧民救済を約束させられて帰った、とあり、同夜大村屋では、隊員たちが、家を廻り歩き警戒を厳にし、夜の明けるまで鉄砲を打ち続けた、と当夜の緊張した様子を伝えている。

巻頭で述べたとおり、いかに治安の行き届かない地域とは言え、公然と大手をふって押し借り、強奪を一か月余も続けられて、被害届が引きもきらず出される以上、幕府も見すごすわけにはいかなかった。

真忠組の方でも、こうした討伐軍が、早晩差し向けられることは予想はしていたであろう。一六日の行動には、真忠組の焦燥感が現れているようにもとれる。

ここで、行動日録のしめくくりとして、全期間を通じての総計を次に示すと、

- 被害にあった者　一五八人
- 集めた金　二一四五両
- 集めた米　六一九俵
- 集めた刀脇差　一一六本
- その他、槍、なぎ刀、弓、鉄砲、など多数。

となっている。

隊員をめぐって　別表112の「隊員名簿」は冒頭に述べたような経過で作成したものであり、可能な限り、備考欄に記入してみた。巻末に掲げた諸史料から網羅したため一々ここでは史料名は省きたい。中には名前だけで他は不明なものも相当数混じっているし、実際に同志として正式な隊員であったか疑わしいものもかなりある。あるいは同調者に過ぎなかった者も介在するかも知れない。

出身地の明らかなものだけ、分類してみると（図199参照）、

〈上総〉　　〈下総〉　　〈その他〉

山辺郡　三六人　匝瑳郡　一〇人　五人
武射郡　二三人　香取郡　九人
長柄郡　一人　海上郡　二人
計　六〇人　計　二一人

となっており、年齢層では

。一〇歳代　三人　。二〇歳代　一八人　。三〇歳代　一一人
。四〇歳代　七人　。五〇歳代　二人　。六〇歳代　二人

というように、やはり血気盛んな二〇～三〇歳が多い。

次にその出自・職業では、

浪人九、医師二、で他は大部分が農民であり、当時小前百姓と呼ばれた小作農の伜・二、三男のようであり、これに農間渡世の職人の徒弟も加わっている。

首領格の楠・三浦については前項で述べたので、ここでは重きをなしていた者や異色の者若干名の横顔をのぞいてみよう。

。樋山小四郎義行　水戸浪人、八日市場隊の副将格、山内が大将だが、実際は首領格。真忠組が水戸浪士組と何らかのかかわりがあるとすれば、この樋山がパイプ役をつとめたと思われる。討伐後は逃亡、おそらく水戸浪士と合体したと見られている。

○大高泰輔忠国　佐原村出身、道具屋、百姓与兵衛伜。国之助ともいう。文久三年七月に家出。楠と三浦の連絡に当たったり、準備段階から陰の力として重きをなした。三浦の配下に属し、茂原から変を聞いて小関へかけつける途中、剃金村で一宮藩兵に三浦らとともに捕えられた。

○山内額太郎正盛（直）　薄島村百姓六右衛門、万延元年四月、帳外れになっているので無宿扱いになっていた。その理由は不明だが、真忠組で後に八日市場隊の長になっているところを見ると、当時の農村の中でただの、はみだしでなく、人間的になにか長所をもっていたのであろう。一月一七日、急を聞いて福善寺から隊員とともに非之内村の平野屋まできて昼飯をとっていたら、小関村の大村屋が陥落し、楠ら討死の報に、一味に路用金を渡して離散させ、みずからは潜伏し、翌一八日上州方面へ落ちのびようとして馬をやとって駒込村（大網白里町）まできたところ、八州廻りの駒崎清五郎に捕えられた。

○首（市）東大九郎正兼　堀上村百姓喜代次、文久三年一二月に家出、そのため無宿扱いとなる。楠の東金方面へのデモには案内役として同行している。楠の主隊に属し、相当手荒に行動している。直情短慮であったせいか、同志の森甚之助と口論の末、庇を負わせている。一旦は大村屋から逃走したものの広瀬村で八州廻りの手先に召捕られる。

○千葉源次郎政胤　百姓源蔵父、伊兵衛、八日市場町紺屋、文久三年七月家出。大高らと気脈を通じて早くからの同志と思われる。後に三浦に従って茂原隊にあって行動している。剃金村で捕えられ、獄門に処せられるが、実録によると斬首の際、目隠しをいらないといって死についたり、辞世をみても、隊員中、有数の教養人であったことがうかがわれる。和歌三首の辞世は、

まつろはぬ醜の夷もつくさずば
いかで消ぬべきますら雄の魂

志ざす千重一重も国のため
ならぬ身にすらうきはありけり

玉巻のつるぎのたかみ取しばり
きかしさけびしかひぞなき哉

である。歌意は、

大御心に従わない外国人どもを滅し尽くさないで、どうして死ぬことができようか、武士の魂が（攘夷成就を見ないで刑死する遺憾さをうたい上げている。）。

二首目も、同じ心境を詠んで、

国のために計りごとをあれこれめぐらして今日までやり続けてきたが、それらはみな中途で挫折したこの身には一層つらさを感じる。

となげき、最後には、

玉で飾った剣の柄を手にかたく握って攘夷のことを世の大勢の人々に聞こえるように説いたことも今日となってはかいがなかったことだなあ。

と、悲憤の涙にくれている。

この三首の歌とも、みやびた古語を駆使しているし、歌としても、前述の楠のものなどより数段上であ

る。この教養の基盤には、やはりこの地方に伝播していた平田国学の影響も考えられる。

ついでながら、外の隊員の辞世をここにあげてみると、三浦は、

国のため民のためとて捨る身は
これぞ日本の人の魂

散りて行く身は惜まねど西国の
夷の首を見ぬぞくやしき

と詠んでいる。死に臨んでおのれの感懐を率直に吐露したもので、説明を要しないほど単純である。これに比べても千葉の歌の古雅で格調の高さは理解できるであろう。

千葉源次郎のような人物が隊員中に混じっていたという事実は、真忠組がとかく目に一丁字ない博徒や無頼の徒の集団であるような認識を変えさせる要素を含んでいるといってよい。もしまた、かれが幸いにも風雲に乗りえたならば、幕末～明治に大いに名を成していたとも思うのは筆者だけだろうか。

○大木八郎朝光　匝瑳郡蕪里村、百姓、無宿八郎、元治元年正月家出、三浦・千葉らと行動を共にし、正月以後、成東方面や後に茂原へ転じて活動し、剃金村で縛についている。後、一宮から東金へ護送される途中で、

越し方は春の霞にへだたりて
はやふり出す別れ路の雨

と詠んでいる。「私の歩いてきた道（すぎ去った自分の人生）は、春の霞が立ちこめていると思ったら、もう

別れの雨まで降り出してきてしまったよ。（もうこの世との別れだ）」と、この時すでに死を決意している。

また最後の辞世は、

梅よりもなを先がけて散る身哉

と淡々とした心境で死に臨んでいる。「百花の魁（さきがけ）である梅の花よりもなお先んじて若い命を散らしていくことだ。これも国のためだと思えば悔いはない。」

あっぱれ堂々たる大丈夫の心構えといえよう。

この項の終わりに、地元関係者を二、三挙げてみよう。

。斉藤市之助　片貝村百姓、市五郎。文久三年一二月家出。楠らが小関に屯所を設いた早々から加盟したようで大村屋に出入りしている。表だった行動は見られないが、いつも楠に従って案内役をつとめていたようである。一旦は逃れたが、八州廻りの手のものに一月一七日に、片貝村に潜伏中召捕らわれた。

。結城吉太郎　小関村、百姓吉五郎。一説には片貝村須原出身ともいう。庄兵衛抱えとするものもある。かれも専ら大村屋にあって、地元を中心として行動している。市之助よりも表立った動きをしているようだ。討伐のあった日、逃亡してその後の足取りは全くつかめない。

その終焉（えん）

一八六三年（文久三）一一月より始まった真忠組の行動は、それぞれの村方役人から支配地頭に櫛の歯をひくように逐一報告がなされた。支配地頭からは幕府へと報ぜられた、一方、寄場大惣代からは勘定奉行支配の関東取締出役へ注進が届いた。

時の関東取締出役馬場俊蔵は、佐原でこの真忠組と水戸浪士党との関係の有無を確認した。無関係と知る

や、上総・下総の道案内五十余人を東金町に集め、同役、渡辺慎次郎と真忠組討伐の手配りを始めた。

一方、一二月一五日、福島板倉藩東金代官冨田善平から、江戸板倉藩上屋敷役所へ事の次第を報告し、藩兵五十余人を東金に下向させ、馬場の指揮する手勢と合流させた。幕府はその外、佐倉堀田藩・一宮加納藩・多古松平藩にも討伐軍の出兵を促した。

元治元年正月十六日、佐倉藩兵出陣の報に接した東金陣営では、その到着を待って出陣を期していたところ、佐倉藩兵の到着が遅い。小関村へ放った忍びの注進では、真忠組浪士たちが逃走の気配である。と報じた。そこで、馬場俊蔵と板倉家大将（留守居役）馬淵清助等一同は軍議を開いたが、その席上、馬淵は佐倉藩兵の到着は明日であろう。明日では機を失する。今夜ぜひとも討入ることを主張した。

留守居役というと老人の隠居役ともいえるが、この馬淵老の気魂と深謀にもとづく熱意は壮者をしのぐものがあったと伝えられている。

この結果、正月十七日払暁を期して、板倉藩兵と、八州摩下の兵力約二百で総攻撃を行なうことに決した。

次にあげる図200が「真忠組討伐関係図」であるが、まず、八州廻りの馬場俊蔵・渡辺慎次郎は、その配下の手先・道案内約五十の兵力を率いて、作田川岸沿いの搦手に迫った。大手は、馬淵清助・保高安太夫指揮の約百五十人余の兵力が、殺到した。楠側もかねてから見張りを放ってその動静をうかがっていたが、肝心の時に逃走してしまい、用を成さなかったという。表から廻った板倉藩兵は、大村屋の玄関めざして大砲（実は、花火の筒を大筒に急造して石かけを砲丸のかわりに使った）を発し、続いて小銃（鉄砲）を連発した。（さつの

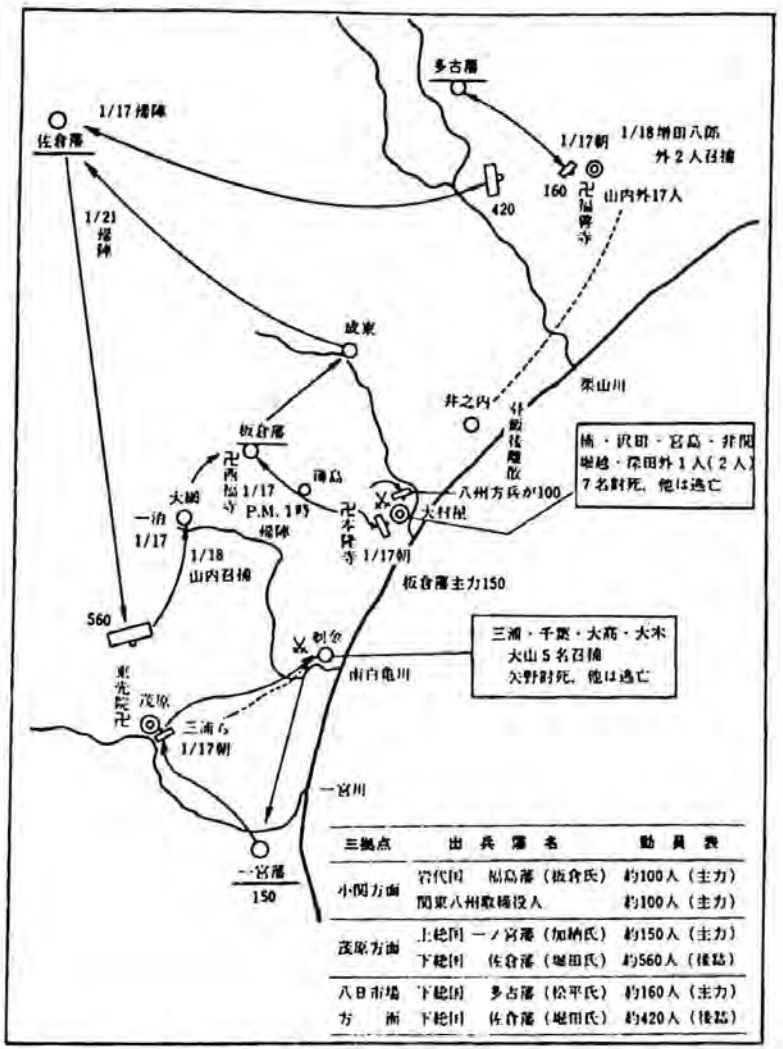

三拠点	出兵藩名		動員表
小関方面	岩代国	福島藩（板倉氏）	約100人（主力）
	関東八州取締役人		約100人（主力）
茂原方面	上総国	一ノ宮藩（加納氏）	約150人（主力）
	下総国	佐倉藩（堀田氏）	約560人（後詰）
八日市場方面	下総国	多古藩（松平氏）	約160人（主力）
	下総国	佐倉藩（堀田氏）	約420人（後詰）

図200　真忠組討伐関係図

証言でもこの時の様子を、「家中のものがまだ起きないうち、大筒の音にあわて驚きかけ出し…」といっている。）

隊員たちはまさに不意をうたれた。さきに挙げた隊員の行動も全員が寝ずに夜っぴいて鉄砲をうっていたわけでもなかったろうし、夜明け前のほんの短い熟睡の時を狙われたともいえる。

周章狼狽した隊員たち（この時、楠ら三十人ほど大村屋に止宿していた）は、進んで戦うもの、裏木戸から作田川沿いに逃げるもの、浜辺伝いにのがれようとするもの、蜂の巣をつっついたように混乱に陥ったであろう。

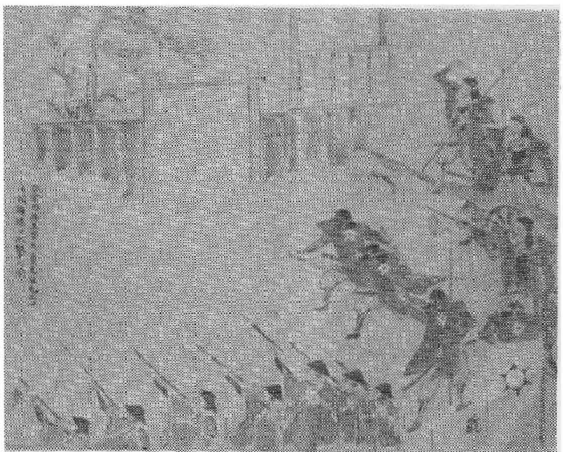

写124　夜宿海軍兵大村屋攻撃の図

写125　高橋真太奮戦の図
杉谷直道・真忠組浪士騒動実録より

『実録』が激しい戦いの場面を細かく描いているので、それを引用して、説明に代える（写124参照）。

茲に板倉家の臣高橋直太、鎗を携へ裏手へ回り賊将樋山小四郎の逃るを追掛け（写125参照）、弐人(ふたり)暫く火花を散して戦ひたりしが、賊徒等五、六人に取囲まれたり、板倉の兵は之を知らず、是は高橋が勇気を振ひ味方を放れ敵地へ深入せし故なり。高橋は賊徒五、六人を相手にして戦って居る内誤って溝へ落たり。遂に賊の為に討死をなしたり。

板倉の軍兵(ぐんぴょう)は一同必至(死)と力戦せし故、大勝利にて賊軍忽ち敗れて、真忠組小関旅館も陥落して、大将楠音次郎討死せ

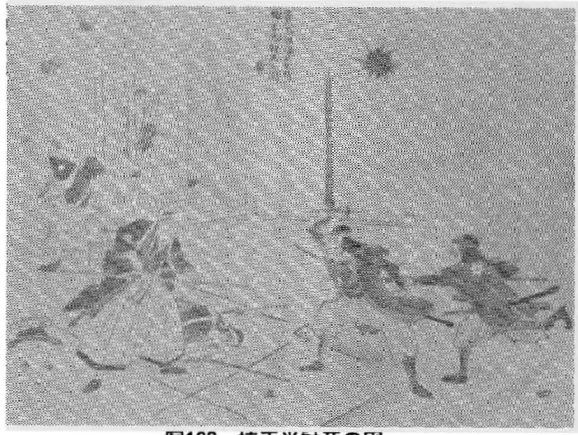

写126　楠正光討死の図

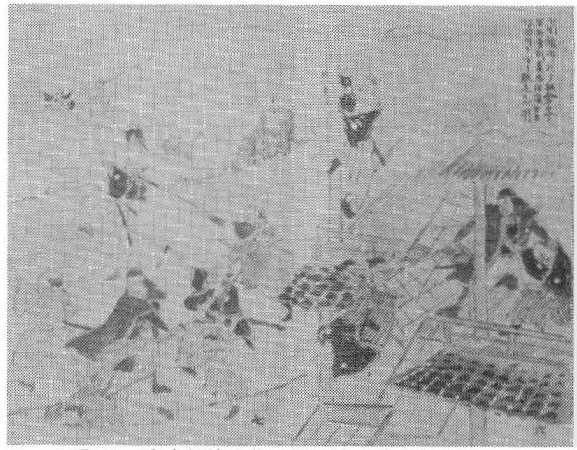

写127　真忠組浪士作田川を渡り敗走する図

り（写126参照）。

賊徒深田清海岸へ逃ケ行たるを手先道案内共大勢にて取巻追たり逃ケたりして戦って居る（写127参照）。此時板倉兵城島市太郎之を見て飛鳥の如く馳来り、直に横鎗を入て耳の脇を突抜たり、続て手先共大勢にて之をズタズタに斬たり。（此討取首の功名が手先と板倉兵と争ひになりしが、板倉兵が一番鎗を突たるにより、板倉家の功名となれり。）

今日の戦ひに討取し八名は、大将楠音次郎菊水の紋付、黒天鵞絨の割羽織に緞子の野袴着用せり。沢田正三郎襟より咽へ懸ケ切付疵あり、宮島七郎襟より咽へ掛ケ切付疵あり。咽の皮残る。井関喜十郎首五寸余切疵。堀越和七、深田清外二浪士老人なり。

右孰れも羽織袴着用大小刀を帯し、鎗を携へたるもあり。都合討取七人残徒は散々に逃げ去れり。

今日板倉軍兵の押寄たる頃は、夜は既に明けて日の登る頃に至りし故、近郷近村より此戦争を一見せんと馳せ参る者雲霞の如し。板倉兵は大勝利にて一同勝戦の凱歌を揚げて片貝村本隆寺へ引揚ケ、暫時休息して東金町へ帰陣せしは午後一時過なり。其軍兵の行列等全備して万民の耳目を驚かせり（写128参照）。（以下略）

一七日の早朝、寝込みを襲われた大村屋の急変は、直ちに八日市場と茂原の屯所へまず急報されたものと思われる。山内額太郎ら福善寺隊は、井之内村までかけつけたが、ここで

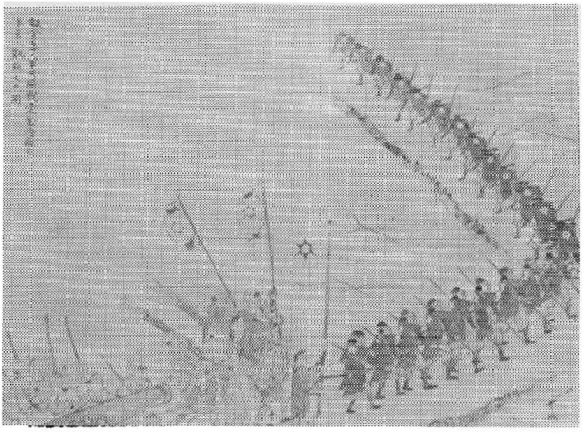

写128　板倉藩兵東金御殿に凱旋する図

大村屋陥落を聞き、昼飯をすまして離散している。

前掲の図の多古藩兵が福善寺攻撃の際は、すでにもぬけのからであったわけである。

一方、茂原隊はこの日早朝、上永吉村へ赴いている。したがってそこまで連絡が届く、隊長三浦らは急ぎ兵をまとめ小関村へと急ぐ。途中、剃金村で一宮加納藩兵の追撃を受けて応戦。衆寡敵せず。隊員矢野十郎は弾丸に当たって戦死し、三浦ら五人は捕われ、他は逃走する。さしも猛威をふるった真忠組も、この日ついに瓦解するに至った。

この日以後、前もって金品を真忠組に差し出す約束をさせられていた各村々の富農たちは、やっと安堵の胸をなでおろした。

と同時に逃亡した真忠組の残党の探索は八州廻りの手先、道案内たちによって草の根をわけるように峻烈をきわめ、そのために後日数名が捕えられている。

百八十七名と号していた真忠組も、その武装力は、富家から強要して得た前述の武器のみであり、その剣の腕前にいたっては桶外の十指に足らぬ浪人、他はにわかじこみの程度の未熟なものであっただろう。それを討取るに、幕府の差し向けた兵力のなんと大仰であったことだろう。前掲の「討伐関係図」の兵力総計一、三四〇人、実に十倍近い。もっともこの日実際にいくさをしたものは小関方面の約二五〇人、剃金で三浦らを追撃した一宮藩の一五〇人であった。

うち続いた太平が、武士を惰弱にしたため大勢を繰り出したとのみは言えないものがあろう。江戸からあまり離れていない両総二国をまたにかけての真忠組の行動は、あたかも治安取締の盲点をつかれたようなも

のであろう。しかも将軍家茂は上京し、長州征伐の準備と、寧日ない幕閣を預かる役人のあわてふためく姿さえうかがえる。

その処刑をめぐって

一月二七日、それ以後捕えられた隊員たちは、いずれも東金町に連行され、本縄付之まま枷附の姿で囚人として投獄され、東金寄場組合三十か村交替により、日割順番で預けられた（まず、首東・里見・斉藤の三名）。

二六日には、三浦らが一宮藩兵の警衛により東金へ、馬場俊蔵に引き渡しになる。身柄は谷池の端の牢屋に監禁される。この前日から西福寺を本陣とし、訴所・白洲・控所・新規牢屋をこしらえるため、上を下えの大混雑。この外、幕府より下向する役人警護を再び、佐倉・多古・一宮の三藩が命ぜられ、佐倉藩百人・多古・一宮両藩がそれぞれ五十人ずつ、全く譜代とはいえ大変なことである。これらの藩兵たちは、二月六日から三月八日まで、板倉藩の東金代官の邸や村役人の宅や本漸寺などに分宿している。ために夜具蒲団を大網・成東・片貝などの近村から運びこむさわぎであった。

この時、裁判長として、れいれいしく先触れをきかして乗りこんできた男が、だれあろう、かつて八州廻りとして辣腕をふるった悪名高い中山誠一郎であった。幕閣の要路に覚えめでたかったか、いまではれっきとした御代官にのし上がっていた。陪審として評定所留役の畑兼太郎・石原順之助とともに、二月八日、西福寺本陣にのりこんできた。

吟味は二月一〇日から、中山と留役の両名、さらに馬場ら出役の面々ら九人。手先・案内人一同、東金の役人一同ら五十余人が控える中で、まず三浦帯刀を筆頭に訊問が始められた。

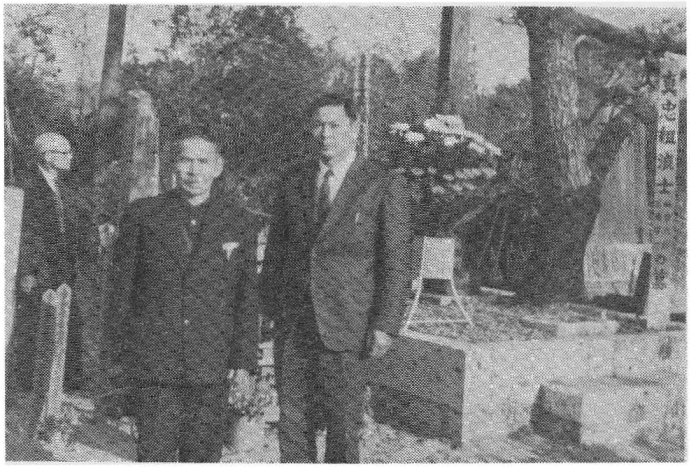

写129　真忠組浪士の墓と楠音次郎の後裔
S.48.3.29　古川撮影

これと並行して真忠組となんらかの関係者が引き合いのために喚問される。吟味の途中で急に扱いが変って縄をうたれる者、宿預けになるもの、手鎖になったり、村預けになる者、中には途中で逃亡するものというように町中が雑踏混乱をきわめた。

この裁判期間中（正月二一日～三月二七日まで）召喚された関係者（金品を提供したもの、施与を受けたもの）およそ三千人。村数にして百二か村に及んだ。この人たちを収容する当時東金にあった旅籠十三軒にはつねに人が満ち溢れた。

三月二九日朝、三浦帯刀一同に最後の判決が西福寺本陣で言い渡された。斬首を宣告された三浦以下の者はモッコで担がれて紙幟を立て東金の町中の大通りを引廻され、八州廻りとその手のものに厳重に警護されて田間辻堂の御仕置場に通ばれた。

ここで斬首の刑にあった者は、三浦帯刀・千葉源次郎・大高泰助・大木八郎・首東大九郎・山内額太郎・片海若太郎・広瀬林三郎・大網丑太郎・鎌形平造・里見忠次郎・斉藤市之助の一二人である。この内斉藤を

除いてすべて小関村新田地内で獄門になっている。

次に三浦帯刀の捨札（犯罪内容を書きつけ一般に知らせるためのもの）の写しを示すと、

津田英次郎家来ニ而出奔いたし候

小口順之助事浪人

三　浦　帯　刀

（一八六四年＝元治元年現在）

子　四十九歳

此者儀、夷狄掃除（外国人を追放する）御国恩を報じ度き旨、上総国井之内村に罷り在り候摘音次郎申し聞かせ候を、最初実事と存じ（真実と思い）同意致し候義に候とも身持ち宜しからず、主人津田英次郎より慎しみ申しつけ受け居り候身分欠落ち致し、人民群集致し候わざれば、事遂げ難く、貧民を救い候わば、自然民心傾き申すべき旨等申し合わせ、既に音次郎認め候廻文は、恐多き文言等書き偽りこれある段をも弁えながら、猶申し合わせ蒙昧の徒（ものの道理のわからない者たち）を誘い引れ多人数党を結び、同国小関村新開伊八方を旅宿にいたし、真忠組義士旅館杯と認め候掛札いたし、弓・鉄砲・鎗等偽り設き、党類の者共へ申し付け、御捉飼場（将軍の鷹の生き餌の小鳥を供給するところ禁猟区であった）をも憚らず、日夜砲発、暴威を示し、出入り筋申し出で、又は張訴・捨訴等を取り用い、夫々呼び出だし理非弁別も致さず、金子済し方申し付け、或は過怠のため米金差し出さす。拒み候者共は縛り置き、手荒に打擲（なぐりつける）をもいたし、殊に無額無宿等追々蝟集（大勢より集まり）致し候に随い、貯え等もこれなく、日々飲食にも差し支え候とて、多人数の者共へ小袴・割羽織を着させ、帯刀（刀を差すこと武士以外は禁止されていた）をも致させ、鎗鉄砲等携え、両総村々押し歩行き、所々百姓家へ理不尽（むりやり）に踏み込み砲発（鉄砲をうちはなし）等致し、人民を劫し差し拒み候節は、是又打擲（たたく）致させ、或は夷人誅伐血祭いたし候など申し罵り、刀抜き掛

け高声に申し威し、軍用金などと唱え暴威をもって富者の者より米金等差し出させ、又は名聞を乱り（世間の評判をきいて）窮民救として米金差し出させ、その外武器類をも奪い取り、殊に下総国八日市場外宅ヶ所（茂原をさす）へ旅宿仕えいたし候節は、党類引き連れ火縄付き鉄砲並びに抜刀・鑓・剣携え罷り越し、剰え音次郎旅宿へ捕方役人討ち入り候儀とは存ぜずとも、異変これ有るの趣の注進承わり、党類引き纏め、得物携え出張りいたし、同国剃金村地内において捕方人数に取り囲まれ候節、矢野重吾（十郎）等一同、一旦手向いいたし候段、旁公儀を恐れざるを仕方、右始末不届至極に付き引き廻しの上、小関村新田地内において獄門（重罪人の首を木にかけてさらす）に行うものなり。

子　三月

とある。現在の判決文に当たるといえるだろう。罪の数々を刻明に羅列してある。三浦帯刀の場合、いくつの罪が重なっているか順を追って挙げてみると、

(1) 謹慎・預かりの身が出奔したこと。
(2) 一味徒党を組んだこと。
(3) 武器不法所持。
(4) 御捉飼場（将軍の鷹の生き餌のひばりなどの小鳥を飼っておく地域＝禁猟区鉄砲禁止）での発砲のこと。
(5) 私設の裁判で秩序を破ったこと。
(6) 暴行、不法侵入・強奪（形式的には借用書をかいているが）のつみ。
(7) 討手の兵に反抗したこと。

などが書きしるされている。

当時の慣用句ではないが、まさに「公儀を恐れざる大謀叛人」という表現にあてはまる罪状であろう。

他の十一人についても、それぞれの捨札が「実録」にのせられているが略したい。

獄門の場所を小関村新開としたわけは、ここがこの騒動の発端の場所であり、それだけに、この地域住民の中にはその指導理念に心酔するのではなく、単なるカッコよさに憧れた若者も少なくなかったのではないだろうか。獄門が見せしめという理由を含むとすれば、やはり小関村をおいて外にはなかったろう。

捕えられた者で刑死したほかの者はどうしたのか。別掲の「名簿」中に記しておいたが、整理してみると次のようになる。

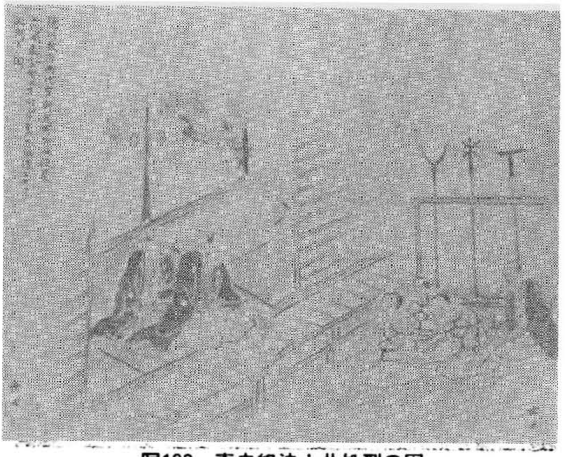

写130　真忠組浪士共処刑の図

- 獄門・死罪　一二人
- 遠島　四人（内一人は病死）
- 追放（中軽）　三人
- 擲（たたき）の上所払い　一人
- 手鎖　四人
- 獄死　七人
- 刑不明　五人
- 討死　八人（写130参照）

以上がすべて隊員であったかどうか確信はないが、同調者であっても密接な関係をもっていたものであろう。獄死者が七名いるが、拷問の末の死であろうと思われる。

約四十四名が刑に軽重があるにせよ処刑あるいは戦死していることが判明しているが、残りのこれと同数以上の隊員は記録に出てこない。八州の手先きはうわさを頼りに必至の探索を続けたようだが地下に潜伏していたのであろう。

さて、真忠組の直接の処刑が終わった後、まだ一件落着とはいかなかった。いま一、一の例はあげるいとまがないが、ざっと次のような立場の人々に対する処刑が残された。村役人の側にまず追及がなされている、ことに鉄砲を差出したため不法所持がばれたり、真忠組関係者の口ききで金銭貸借を精算しようとしたもの、さらに、楠や三浦から村内に金品の割渡しを迫られて分配した村役人、などのグループがそれであり、役儀取り上げ（退任いい渡し）、急度叱り・叱り・過料〇貫文・または手鎖りと様々の刑を受けている。

次には、捨訴・張訴によって利益を受けたり、真忠組を悪用して不法の収入を得たものに当然罰がくだっている。この場合も手鎖や金品取り上げなどの刑がみられる。

とともに、その後も被害の訴えを広く求めたようだが、多額に及ぶ場合は提出されているようだが、小額のものは煩わしい手続きから敬遠されたであろう。「実録」では十数通と記しているが、こんな数ではなかったはずである。

事件処理費をめぐって　真忠組騒動で明けた元治元年の暮れの一二月、出役の駒崎清五郎が係りで、二二日「浪士一件入用割組合村々への割当」の文書が廻された。この負担の範囲は八日市場から一ノ宮までの寄場村々へと課せられることになった。この総額は八百両余、両総寄場村々二十三か村、高二十万七千石で割合を算出した。

時に年末であったため出金延期を申し出る村もあった。片貝村も翌年正月まで日延べを願い出たが、駒崎から、その方の村の問題ではないかときつい叱りをうけて大晦日には納金したと「実録」はのべている。

次に参考のため次に各寄場組合への村々割合金を次にあげてみよう（表115参照）。

表115　両総寄場村々割合金

村名	高	割当金	村名	高	割当金	村名
岩沼村組合	千五百石	二両三分	以上六組	高八万三千七百石、千石ニ付金五両一分二朱割		
一ッ松村〃	二千石	三両二分	一万二千石	三十両		矢貫村〃
一ノ宮本郷村〃	二千石	三両	七千三百石	十八両		尾垂惣領村〃
高根本郷村〃	五千五百石	八両一分	六千九百石	十七両一分		屋形村〃
加茂村〃	五千五百石	六両三分一朱銭四十四文	七千四百石	十八両二分		大網村〃
篠本村〃	七千石	八両三分一朱銭八十一文	八千八百石	二十二両		土気村〃
多古村〃	一万六千九百石	二十一両一分一朱銭九十二文	千四百石	四両一分		極楽寺村〃
以上高一千石ニ付一両二分割			七千八百石	十九両二分		関村〃
東金町〃	一万八千石	九十六両三分	一万五百石	二十五両		横芝村〃
八日市場村〃	二万一千石	百十三両一分二朱	一万四百石	二十五両一分二朱		埴谷村〃
		内五十両請取	一万二十五石	二十五両		本納村〃
富田村〃	六千四百石	三十四両一分二朱	以上十組	高八万八百石、千石ニ付金二両二分割		
成東村組合	一万二千七百石	六十八両一分	合金七百九両一分二朱			
片貝村〃	一万四千四百石	七十七両一分二朱	内金六十三両一分二朱、八日市場分不足引			
茂原村〃	一万一千石	五十九両二分二朱	差引金六百四十六両集金			

となっている。組合によって割の高低があるのは事件との関わりの軽重を按配したものであろう。

落首に見る真忠組

まえがきで述べたように筆を進めてきたつもりだが、筆者の主観が何箇所か入っていることを、いまさらながら後悔している。それは、充分に史料を渉猟するいとまなく、また検討照合の不足に拘わらず、独断に近い考えをはいていやしないかと思うからである。

いま、この項を終えるに当たって、当時の人々が、真忠組騒動をどうとらえ、どのように評価しているかを、残された落首（時事・人物を諷刺した匿名の狂歌や狂句など）、によって、一面をうかがってみよう。それらを網羅して最も集成してある、文部省国文学資料館所蔵の板倉家文書中の『上総国山辺郡小関新開一件』（杉原筆録）中から引用してみると、

浪士の身の上ヲヨメル

〽浪士しばし奢り楽むといへとも天足をゆるさず

両勇来てこれをうつ

〽西き曾ハはかなし春の月

〽楠の板に切らるる小せきかな

〽しん忠の武士とおもへハきんながしやかてころりと落るがん首

〽物持も板倉のふて加納まい備前徳利で佐倉見物

〽は節つけて歌ったものか、形は不揃いだが、「浪士の身の上」をよんだ点では共通している。最初は何かの句の一節をもじったものと思うが不明、両勇とはだれを指すか、板倉・加納か。

二番目の「西き曾」も未解。三番目は明快、板は板倉藩である。次は狂歌の体だが、「「真忠」と「真錬」

のかけことば、「がん首」は「人の首」と「きせるの雁首」とをかけてよんでいる。「ぎんながし」はまやかしもののこと。最後も狂歌だが、これは討伐側の事情をよんであって、中々できすぎている。恐らく板倉藩兵あたりから案外出ているのではなかろうか。

「物持（金持）といわれる身上なら板倉（蔵・板倉藩）がなかったら困るだろう（加納まい）。備前（松平備前守＝多古）は徳利片手で、佐倉（堀田）も高見の見物をきめこんでたよりにならなかった。」

以上の落首は、未解のものを除いて言い得て妙であるが、真忠組をどう見ているだろう。真鍮製でさえないはたけばがん首の落ちるぎんながしのきせるにたとえられている。さて次の「歌仙」と称する一連の狂歌がある。

1　菊水の流れを掬すとふ屁名は大そふな三浦帯刀
2　いかめしく鎖鉄砲をかつかせて施しせよといらぬ世話やき
3　新貝に集まるやつは運の月秋が来たとて逃られもせす
4　村々を日々にほびこる悪浪士抜身の鎗に切火縄して
5　なまくらな刀を差して　　ハのふつうものと見へぬ成ふり
6　居所をきめて人数を配り陰八日市場と茂原新かイ
7　物持ハ浪士と聞ハとむねつき鬼神程にも恐れ敬ふ
8　強悪な浪人共を退治して天の恵に加納板倉
9　大そふに咲た桜のかいもなくあだに散り行く非の口をし
10　何方も浪士の非をさゝやいてまた新貝ニ残る移り香

11　かくれても残る非山（樋山）になるからハどうせ縄目の近き小次郎

12　鉄砲や鎗をかりたる損料ハ己の命で払ふくすのき

1では樋正成の子孫と名のる音次郎を、菊水の家紋（樋氏の名誉）を汚すどぶ鼠だときめつけ、帯刀は、三浦の大介の子孫にふさわしくない見かけだおしだとからかっている。

2では、大きなお世話だと窮民施与をとりあげているのを見ても好意的だとはいえまい。

3は月と秋の縁語を使ったり、月と秋とよみこみ、さらに秋と飽とかけたりして修辞を駆使している。一旦同志に加盟した連中は、脱けだそうと思っても脱けることができずにいた者もあったろうといっている。

4は隊員たちの横行闊歩のようすをよんだもの。

5は、途中三字ほど不明だが、軽蔑的な見方をしている。

6は単なる説明。

7は物持ちの真忠組を畏怖するようすを鬼神に例えたもの。

8は加納・板倉藩賛歌。

9ここへ来てやっと同情的な立場がでてきた。中途で挫折していくくやしさがしのばれる。「あだ」はいたずらに、むだにの意。

10これは9よりも一層好意が感じられる。「残る移り香」に至ってはかれらの行動に称賛すらしかねない調子がよみとれる。

11樋山の逃走を時間の問題と捉えている。

12音次郎の覚悟、命で損料を払う、商人的な発想。

こう見ると、真忠組の行動をさまざまに受けとめていると思える。最後に小川家文書に「やくはらい」と名づけた一文があるのでそれを引用する。

アゝラうるさいな〳〵。うるさい事下はらいましよ。一ト夜明けれハ浪人の大小差ていかめしく。あちらこちらへ押込て鎗鉄砲でおとろかせ、施ししろの金かせや、いやたなんそとしくねる（すねるいうことをきかない）と、きるのころすのしはるのと、いゝたい事をいいちらし、此行末ハとふなると、あんじる人の其中江、巴の御紋（板倉家の家紋）のあらハれて、悪魔下どふを打つぶし、西の海とハおもへとも、まつ新貝の事なれハ、作田河原へさらり〳〵。

「やくはらい（厄払）」とは大みそかや節分などの夜、厄難を払うことばを唱えて銭乞いをしてまわったもののことばになぞらえて、これも作ったものだということがわかる。

真忠組の行為が天人共に許せない悪魔・下道の所業であるといった立場でこれは作られているとみてよい。

とり上げた資料が板倉藩側のものであることから、その武勇を称賛するのは当然であるが、この中からいくつかの傾向がうかがわれる。

。真忠組を鬼神のように畏怖したもの、したがって討伐を罪の報いとし安堵しているもの

。寄せ集めの集団からくるそのもろさ

。その行動と終焉にある種の同情、好意を寄せているもの

という分析もできる。しかし、主流としては、「やくはらい」に見られる考え方が強く働いていたと思われ

る。

終わりに

いま、この稿を終えるにわたって、郷土九十九里町に実際に真忠組が行動して自滅していった一八六三～一八六四年（文久三～元治元）に日本国内にどんな事件が起きているか年表で主なものを拾ってみた。

（一八六三年）三月将軍家茂上洛、二条城に入る、家茂参内。孝明天皇、賀茂神社に攘夷祈願、対英危機感に江戸、横浜動揺、四月天皇、石清水八幡に祈願。滑川八郎暗殺。幕府、五月十日を攘夷期限と上奏する。五月、長州藩、下関で米艦砲撃。ついで仏・蘭艦も。六月、江戸大火。七月薩摩藩英艦隊と交戦。京都貿易商人暗殺多数。八月攘夷親征の詔勅出る、天誅組の乱。公武合体派クーデター。九月、芹沢鴨暗殺。幕府、横浜鎖港、神奈川より生糸などの積出し禁止。十月、沢宣嘉・平野国臣ら生野の変。十一月、薩摩藩、生麦事件の償金十万ドル支払う。

（一八六四年）一月、家茂入京。三月武田耕雲斎ら挙兵。六月、池田屋騒動。七月、佐久間象山暗殺。禁門の変。八月、第一回長州征伐、四国艦隊、下関砲撃、十二月、武田ら加賀藩に降伏。

蛇足のきらいがあるが、目まぐるしく内政・外交の施策が変っていく中で、真忠組が攘夷を旗印にしている事情も、日本の歴史の流れの中でとらえることができるようである。

しかし、わが郷土に起きたこの事件の真相をとらえていくことが、私たちに課せられた先決問題であろう。

もっと地道に資料の発掘や、周密な調査の必要を痛感し、何度か筆がにぶった。依拠した資料としては、詳細をきわめている『実録』に負うところが大きい。他は断簡で隊員の照合等に用いた程度である。それに

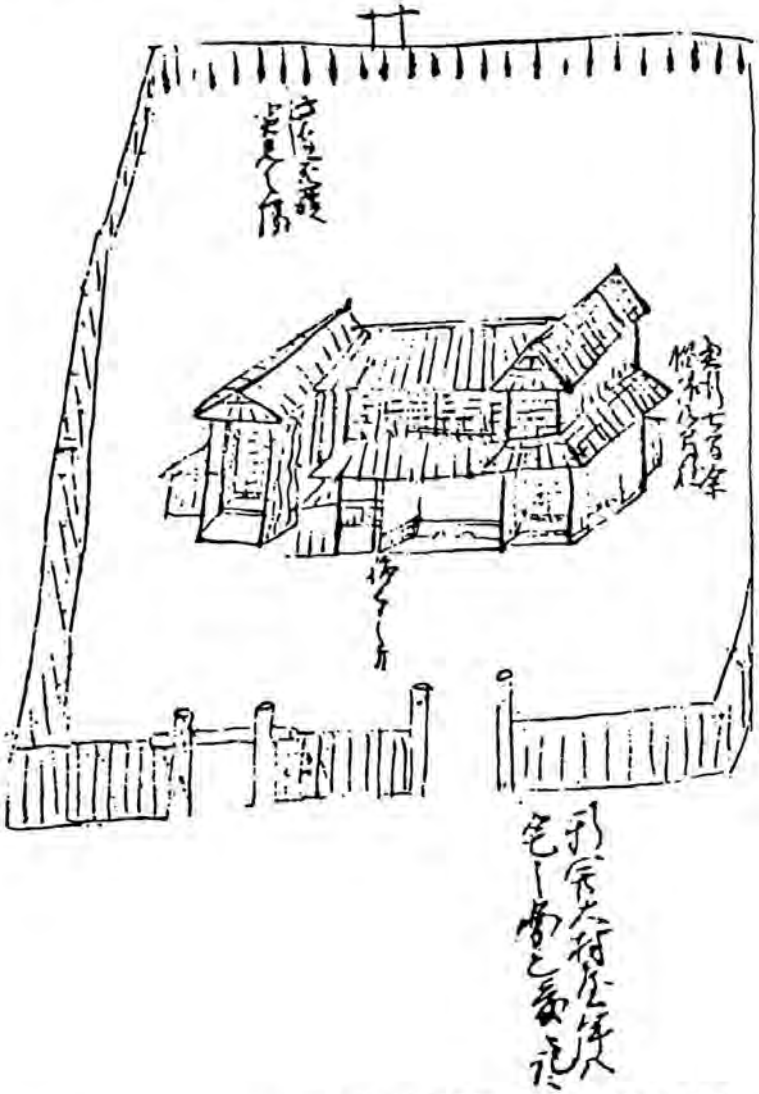

図201　新開大村屋見取図　　板倉家史料より

しても小松原家文書「さつの申口書」を利用できたことは幸いであった。まだまだ資料相互の照合もする必要がある。稿を急いだあまり大切な「大村屋の見取図」を収める紙面を失ったので最後に挿入したい（図20参照）。

百十余年・一世紀以上も経過した今日、まだ恩讐消えやらぬものがあるかもしれない。しかし、大村屋の跡にただずむ時、もはや時の流れが、清らかに洗い尽くしてくれるのではなかろうか。

今後、失いかけた口承・うずもれた文書を掘り起こして、より事件の真実が明らかにされることを感じつつこの稿の筆をおく。

（木島　里八）

参考文献

杉谷直道記述・高梨郷憲校注　真忠組浪士騒動日録　昭、四五

杉原記　上総国山辺郡小関　九十九里町誌編集委員会編　九十九里町誌資料集

新開一件

大村屋女中伊八厄介さつ申口書　東金市史　史料篇一・二　昭、五一、五三

高木俊輔　尊王攘夷運動と民衆「歴史学研究」三一八号　昭、四一

杉谷文書　真忠組絵図

—千葉県九十九里地方の真忠組一件を中心として—